

参議院電気通信委員会會議録第十五号

昭和二十八年七月二十二日(水曜日)午前十時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 左藤 義詮君

理事 島津 忠彦君

委員 久保 等君

津島 壽一君

委員 新谷 實三郎君

小林 孝平君

委員 山田 節男君

三浦 義男君

衆議院議員

橋本登美三郎君

國務大臣

廣瀬 正雄君

政府委員

塚田十一郎君

郵政省電氣通信監理官

金光 昭君

郵政省電氣通信監理官

庄司 新治君

事務局側

後藤 隆吉君

常任委員

後藤 隆吉君

常任委員

柏原 榮一君

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

第十四部 電氣通信委員会會議録第十五号 昭和二十八年七月二十二日【参議院】

○委員長(左藤義詮君) 只今より委員会を開会いたします。

公衆電氣通信法案、有線電氣通信法案、有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案を一括議題といたします。

昨二十一日衆議院において、公衆電氣通信法案は修正議決、有線電氣通信法案、有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案はそれ、原案通り可決せられまして、直ちに参議院に送付の上本委員会に本付託と相成つた次第でございます。つきましては、先ず公衆電氣通信法案の衆議院修正について衆議院側より説明をお願いいたします。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) 修正案作成の三派を代表いたしまして私から衆議院修正の内容について説明申し上げます。

公衆電氣通信法案に対する衆議院修正の趣旨並びに内容の概略を御説明申し上げます。

衆議院の修正は、公衆電氣通信法案別表の第二、電話使用料及び第四、市外通話料の全面的修正であります。即ち、電信電話料金のうち、電話使用料及び市外通話料の政府草案による料金額を殆んど全般に互つて修正いたしましたものであります。

最初に修正の基本方針について申し上げます。

第一、原案の電信電話料金の値上げは、これによつて日本電信電話公社の収入の増加を図り、その大部分を減価償却費の不足及び設備拡充資金に充当して公社の企図する拡充五カ年計画の達成に資せしめようとするものであります。

まするが、電話の新設とサービス改善に関する国民の要望に鑑み拡充五カ年計画は公社案の規模を以つてこれを実施するの必要を認めることであります。

第二、併しながら、たとえ八月一日から料金を値上げするとしても、八カ月分の増収のみより期待できない本年度において、七十六億円の建設勘定繰入を行う必要から増収額百三十四億円、増収率二五%を得るための料金引上げを実施することは、利用者の負担過重を招く虞れがある。電信電話設備の拡充資金は従来とも財政資金の融通又は公衆債の発行によつてその大半を調達してゐたのでありますから、利用者の負担軽減を図るため、本修正案においては、本年度において増収額百九億円、増収率二〇%を挙げることを目途として各種料金を算定し、なおその結果、建設勘定繰入に生ずる不足額二十五億円は、本年度中に公衆債発行限度を拡張して対処する建前をとつたことであります。

第三、各種料金額の設定に當つては、成るべく一部利用者に急激な負担増加を来さないように按配したのであります。

右の三点であります。

以上の方針による各種料金の修正内容は、修正案及びお手許に差上げた「修正案と政府原案との比較対照表」によつて御覧いただきたいのであります。が、主要点について少しく説明を加えますれば、

一、電報料については修正を行わなかつたこと。

二、電話使用料は、度数料金制の基本料につき、原案の一月六十度までの度数料を基本料に包含せしめる制度を廃止したこと、及び基本料に事務用、住宅用の別を存置せしめたこと。

三、度数料市内通話一度数ごとの料金額原案十円を七円に引下げたこと。

四、度数料金制局における値上率原案五三・六%を四一・五%に引下げることを目途として各料金額を算定したこと。

五、定額料金制局においても、値上率原案二七・四%を一六%に引下げることを目途として各料金額を算定したこと。

六、公衆電話料については修正を行わなかつたこと。

七、市外通話料については、六〇キロを超える待時通話区間において、午後十時から翌日の午前六時までの通話につき四割乃至一割二分五厘の夜間割引制を設けたこと。

八、近距離の即時、準即時区間の市外通話料金は、自動接続市外通話方式の關係もあるので、度数料七円の倍数とし、且つ利用者の負担が急激に増加しないように、屋間通話料に対する割増率を軽減したこと。

九、市外通話料における値上率原案三一・一%を二七・七%に引下げることを目途として、各料金額を算定したこと。

十、市外専用料、市内専用料、及び電信専用料については修正を行わなかつたこと。

以上であります。何とぞ十分御審議の上、本修正に御賛成あらんことを希望いたします。

○新谷實三郎君 ちよつと一、二伺つておきたいのですが、今お話になつたように結局細かいことは別として、今度の値上げの基礎になつております電話の拡充五カ年計画というものは、衆議院でも大体それでよろうというところをおきめになつたようですが、そこで本年度はこれも技術的に多少問題があるかと思ひますけれども、政府側のはつきりとした答弁を私は求めておきたいと思ふのですけれども、補正予算その他法律の改正等によりまして、ここでお示しになつておられるところは公衆債の発行の方法を考へておられるようですが、或いは財政資金の繰入とかいうようなことも考えられる、又或る程度公社自体ができるだけ節約をして経費を浮かすというようにも考えられるのですが、これが来年度以降になりますと、今年度は平年度になつて二十五億というのは非常に殖えるだらうと思ふのです。来年度以降一年間の分になりますと、それに対してこの五カ年という計画をもとにして或いは公衆債、或いはその財政資金の繰入等の方法を講ずるのだということをお示しなされたものであります。そのラインで決定されたものであります。どうか、お伺ひしたいと思います。

○衆議院議員(橋本登三郎君) 今新谷さんの御質問ですが、この説明にもあります通りに、公社の五カ年計画を衆議院におきましてこれを認めて、現在の産業状態から考えても、又電話の疏通状況から見ても、五カ年計画は当然必要である、この前提に立つてその範囲内の仕事はどうしても遂行しなかつたやうな、こういうことで修正案の骨子ができておりますが、政府原案のほうは二割五分の料金収入を基礎にして立つておるのですが、衆議院のほうで二〇%、二割に下げました関係上、そこで多少の財政資金の融通を得なくちやならん。問題は来年度は二十五億でございますが、今新谷さんのおつしやるような再来年度、次の年度ということになれば、それだけでは足らんのだ、たまたま、こういう御意見御尤もですが、ただ来年度の二十五億の問題は、財政資金等もいろいろ研究し、大蔵当局も呼んでこの余裕があるかどうか、よく調べたのですが、実際の問題として本年度の問題ですが、いわゆる本年度の財政資金のいわゆる残り額というものは百二十六億である。大体財政資金、いわゆる運用部資金ですが、千五百億前後ですが、このうちどうしても後年度に繰越すべき金額は、その一割を補填することが原則である。昨年度においては百九十九億、いわゆる今年度繰越すね、昭和二十七年に繰越された額は百九十九億で、本年度は財政資金の要望が非常に多いために、だん／＼これを切つて百二十六億に減つておる。これ以上に来年度の運用部資金の運営上非常な困難を来す。或いは國庫を来たしはしな

いか、こういうことからして現在の百二十六億でも、将来、来年度の運用部資金の運用の上においても困難を来すような状態であるからして、これから財政資金を本年度二十五億円を出すということは不可能に近い。そこで當時衆議院においてもいろいろ質問があつたのですが、政府は手持国債を持つておるんだ、約四百億あるのです。この四百億の処分によつて財政資金の潤沢を図ることができないか。これによつて政府としてこの四百億の国債といふものは、いわゆる終戦後に発行されたものであつて、これを処分して財政運用資金のほうに廻すということになれば、あたかも赤字公債を発行したと同じことになりはしないか、であるからしていろいろ法律的にも疑義があるし、金融行政の上においてもいろいろ困難な情勢が伴う。従つて本年度においてはそういう問題のない百八十一億円の国債だけはこれを処分して運用部資金に繰入れて、今度の計画ができた。だから本年度においては、いわゆる国債の処分等によつて運用部資金を増加せしめて、そこで財政資金によつて来年度二十五億円を持つてということに困難であり不可能であると言つてよろしい。であるからして財政資金において余裕を求めることは困難であるからして、できれば政府として公債公債の枠を抜けて、そこで来年度の問題を解決したい、こういう考えであります。一応政府としては修正案に対する来年度の基礎としての二十五億は、次の補正の機会においてできるだけ二十五億の補正をしてよいとする考えである、こういうような政府の答弁に基いて二十五億円を財源として、今度これ

に對しまして野党、野党というとなつて、社会党の意見の中にはまだ国の予算が通過しておらない。一般会計並びに特別会計ですが、通過しておらない。従つてこの予算の修正の余地があるのではない。だからしてそれを次の補正予算の機会に出すという考え方はおかしいのではない。且つ又この公社法によつて補正する場合においては、やはりこのきめられた予算が将来においてその必要を認めるときににおいてのみ補正を出す、こういう計画になつておるからして、すでに予算が通過しておるのに赤字を見越すような二割切下げることにしては、いろいろ疑義があるのではない、こういう質問がありましたので、それに対して我々提案者の考えとしては、従来の日本の国会の場合は、予算の提案権は政府にある。而も法律の提出権は政府並びに国会側にある。アメリカの場合ですと、予算の編成権も法律の議決権も立法側にあるのですが、逆にイギリス側になると、イギリスのほうでは、政府並びに国会でなく、政府側にのみ予算の編成権と法律の提出権があるが、日本の新憲法では、予算編成権は政府にある。法律の提出権は政府と国会にある。こういうような憲法の成り立ちからして予算と法律とは往々にして合致しない場合の例がある。その場合においては予算の提出権は政府にあるからして、次の議案において政府は国会のきめた意思に従つて善処すべし、こういうことが實際上の問題として従来行われておつた。で、この問題については、昭和二十七年の四月に議院運営委員会が当時の委員長は石田博英君ですが、そのときの木村国務大臣、今の保

安庁長官、これが呼ばれて、保安庁の場合に石田委員長からして、こういう場合に国会と政府との意思が食い違つた場合においては、それは政府はどう処置するのだ、これに対して木村国務大臣からして、国会において議決せられた場合においては、その趣旨に従つて政府が善処することが当然の義務であり、責任であるという答へ方を述べておるようであります。従つてこれが政府において到底補正すべからざる金額を上程せられた場合においては、政府は他に政治的責任をとらざるを得ないでしようが、この二十五億の程度であれば、公債公債の枠も非常に多いのでしよから、金融情勢から見れば、この金額の程度であれば当然政府としては補正し得るものであると、又政府も衆議院若しくは参議院において、予算が原案通り通り、且つ又法律案が衆議院通り参議院を通過した場合においては、不一致を来たせば別であるけれども、その結果については政府は善処をする。いわゆる公債公債の枠なりの、そういう程度の方針によつて補正をする考えである、こういう見解で二十五億の問題は一応まあ了承願つたんです。そこで二年度以上のことですが、これらについても、従つて料金収入が五カ年間に亘つて五分ずつ引下げになるのですから、従つて二十五億円少し上廻る結果になると思ふのです。その結果については、實際上その金額にしても大した金額じゃないと思ふ。大体において予定ですが、一応まあ計画としては、公債公債は、本年度補正を加えて百億になります。そこで来年度は、公債公債と、政府借入金金の割合はどのようになりますか、運

用部資金の如何によつてきまると思ふますが、合せて大体昭和二十九年は二百六億を予定してある。それから昭和三十年は、政府借入金と公債公債を合せて百七十一億、それから三十一年度は、両者合せて百四十一億、昭和三十一年度、第五年度目は、両者合せて百二十四億、これらを計上しております。なおその間における損益勘定への繰入ですが、料金収入による損益勘定への繰入は、二十八年度は五十一億、二十九年度は百十三億、三十年度は九十三億、三十一年度は八十二億、三十二年度は六十五億、合計合せて五カ年間に四百四億円の損益勘定への繰入、こういう計算をしてあります。これによつて大体公社の計画してある総資金二千七百七十二億が達成できる。こういう計算になつております。

○新谷實三郎君 今からまあ二十九年以降のことを確言しようと思つても、これは無理かと思ひますが、この所要資金は、衆議院のほうでも、今の御説明によれば、とにかく料金収入で或る程度の償却やらその他いろいろやつてですね、足りない建設勘定のほうの資金は公債公債なり或いはお話の財政資金の繰入によつて、必ず建設資金を賄つて行くんだという方針ですね。その方針だけはこれはもう確立された見えてよろしいのでございます。それじやもう一つ伺つておきたいのは、これは衆議院においてどこまで御審議になつたか知りませんが、御承知のように、今の例えは減価償却等を見ますと、今の電信電話設備のこの再評価の仕方が、非常にまあ我々から見ると、低いところにある。ですから

從來やつておりますのは多少余裕が出て来たから、償却率を高めて行くというようにですね、本来あるべき姿ではなくて、つまり本来はもつと償却率を高くなければならぬところを、財政の状況を見ながら漸次正しい状態に近づけて行くという努力をしてあるわけですね。そこで今度は、まあ公社ができて初めての予算で、私たちはまあ希くは事業体として本来あるべき姿で予算を作つてもらいたいということこそ希望しておつたのです。ところが若干償却なんかについて考慮されておりますけれども、まだその点は非常に不足している。特に最近の電話についてのいろ／＼な新しい技術を導入することになりましたですね、現在まあライフが来ないような設備でも、もう取替へなければならぬというものが相当たくさんあると思ひます。従つて物理的には、例えば二十年持つものにしても、経済的に考えると、それを十年に下げるというようにして行かないと、電話はよくならない。これは当然のことだと思ひますが、そこで以て現在の償却等について、これを正しい姿で計算して参りますと、この料金の引上げ方が、そうむやみなものではないというふうな結論も数字的に出て来るわけですね。で、その点から、これはまあ勿論政治的にはいろ／＼考慮されたと思ひますけれども、償却その他について、立派に独立採算で、事業体としてかくあるべしという姿を御覧になつて、やはり料金算定の基礎にされたかどうかということも、念のために一つお聞きしたいと思ひます。

政府原案の二割五分という基本的な考へから言へば、決して無理な数字ではない。これは改進黨も同様な見解ではあります。要するに五カ年計画でこれだけの事業をやつて行くという建前に立てば、当然この二割五分の料金収入の値上げを行わなければ大体満足するものではない。この点の基本的な考へ方については何ら変りはない政府とないのですが、ただ実際上の問題として、今日の国民経済の状況及び産業経済の状況から見て、非常に高率に、一遍に高率の値上げになるということについては、相当中小企業に与える影響が甚大なものがありやしないか。これは関係者を招致して詳細に参考人から供述を聞いたのであります。必ずしも銀行等の状況を聞きましても、いわゆる電信電話の通信料の値上げというのは、結果においては、せい／＼〇・二％程度の値上げであつて、必ずしも影響は甚大であるとは考えませんけれども、いわゆる一部の証券会社或いは又非常に数の少ない電話を以てやつてはる中小企業者、これなどは、実際上かかっている実情が相当あります。これらに勘案して、私たちは料金を十円という原案に対して、大幅に七円まで引下げたのは、そうした……勿論電話を余計使うのだから商売が忙がしいことは事実でありますけれども、一面から言へば、それだけに生産費或いは営業費に大きな影響を与える、これらを或る程度是正する必要がある。又一面において、基本料を今度上げております。修正案では、これは例えば秋篠局などの平均を見ますと、自動局でありながら、大体の一日平均が三通話に過

ぎない。これを地方の均一制度の料金の地区と併せて見ると、これだけ便利施設が行われており、而も広範囲に電話をかけられる地帯になつておつて、なお度敷料金と室内用電話といひますか、基本料金とを合せましても、なお地方の均一料金に満たない、こういうふうな状況になつておりますから、そこでその意味においては、電話の復興といひますか、拡充は、全加入者の利益になるものである。であるからして、広く一般が平均して負担をするという建前をとるのが至当であらう、こういうことからして、基本料金において、多少の値上率を認めて、その一面には、まあ度敷制を勘案して平均化を図つた、こういうふうな考へ方で以て行われてゐるわけですね。その点については、できるだけ我々として、慎重に且つ又不公平のないようにという意味でやつたつもりであります。が、細かい点については一つ御審議をお願いしたいと思います。

○新谷實三郎君 結局今の案の問題は、結論的に衆議院の修正案の提案者の気持を察しますと、そういうその企業体として、特に独立採算制を堅持する公共企業体として本来あるべき料金制度といふものとは多少違つた考慮を加へて今日の修正案になつた。従つて諸般の事情が許すようになれば、本来あるべき料金制度といふものを採用すべき余地が今後に残されておるといふように考へてよろしいのでしようか。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) 御意見御尤もの点もありませんが、我々としては、必ずしも将来、今の話を少し強めて言ひますと、料金収入によつて建設勘定の大部分を補うことが健全な状態ではないかという御意見だろうと思ひますが、まだ現在の日本の施設の状況から見れば、当分の間は必ずしも料金収入を以て建設勘定の大部分を補う、こういう方針で行くかどうかということについては、そこまでの最後の結論を我々は得ておりませんけれども、大体この案で我々が修正で約四百億円を料金収入から得られる。一方において約七百三十億円を借入勘定から行う。この程度のバランスが当分の建設計画における妥当性やなからうか、こういう見解の下にそういう修正をしたのであります。

○新谷實三郎君 この点は多少意見が違ふ点があるかも知れませんが、今の最後の話の点は、まあいろ／＼の事情を勘案されて、むしろ現実の状況から見てバランスのとれた料金制度にしたんだというように聞きます。私の申上げてゐるのは、そういうことじやなしに、これも成るほどいい案だと私も考えますけれども、併しこういうふうな例えは減価償却にしたつて、本来うんとやらなければならぬのを抑へて抑へて、それは結局どこへ行くかという、建設費を食つてしまつて、補充取替等も十分でない状態にあるのだから、本来ならば償却率といふものはもつと高めなければならぬ。高めた場合に一体その料金制度がどうあるべきかというところは、自然にこれは出て来る問題なんです。そういう点から見て今後更に周囲の事情が許せば、料金制度についても又検討をして再考する余地を残しておられるのじやないかというところは私はお尋ねしたのです。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) 今のお話ですが、まあ政府の原案を償却等についてはできるだけ大体その通りに見ております。普通の減価償却では来年度で以て百六十四億ですが、それから今度特別償却といふものを二十七億毎年大体取つておりますから、これが現在の再評価によつてどういふような金額になるか知りませんが、大体のところ、この政府原案によるところの償却及び特別償却で大体一人前の償却の歩合はとつておると思ひます。もつと近代化される事業で、新谷委員が言われるように今の電話の改修といふものは、忙しいのだからこの程度の償却率では疑問がある、こういうことになりますれば、いろ／＼の御意見の相違と云うは仕方ありませんが、一応現在の電信電話の事業体から見て、この程度の償却を以て原則としてはよろしい、而も来年度からは特別償却をも認めておるのであるからして、或る程度の近代化にも備へることができるといふやないか。であるからその状況から言へば、我々は近い将来において料金値上げを考へておらない。できるだけ公社は企業の合理化、それから能率化によつて五カ年計画を進めて、この間においてはできるだけ料金値上げの処置には出ないようによつて行きたい。勿論周囲の状況が變つて社会現象が變動して来て、種々な問題、例えば待遇問題ができて到底これらが維持できないという物価高の現象があれば別ですけども、今日の物価を以て行くならば、大体五カ年は値上げをせずともやつて行けるのじやないか。勿論それには公社は一段の努力を必要とするけれども、大体我々の見通しとしては

五カ年間はこれを以てやつて行けるという、こういう前提に立つて修正案を作っております。

○山田節男君 今の新谷委員の質問に対する御答弁で大体わかるのですが、私も一通この修正案に対する根本的態度というものはつきりしておいてもらいたいと思うのです。というのは、殊に橋本君は電電公社法を作るに於いても非常な努力をして頂いて、従来の公社即ち国鉄とか専売公社よりも非常に伸縮性を持った自主的な経営を建前に行つたわけですね。従つて公社としては、国鉄とか専売公社に比べれば、そういう意味においては最も合理的な、最も能率的な、殊に電話サービスという国会の衆参両院の決議を数回まで経ておるといふ重大な使命を持つておる純然たる公社の建前でやらなきてやならん、こういう法律を作つたわけですね。作つて、今こうして料金の改正問題をこれに関連して我々は考えなくちゃいかんと思うのですが、今ずつと新谷委員の質問に対する御答弁を聞いておきますと、今回の二割の値上げ、政府提案の二割五分に対して五分減らした、それに対するいろいろ御説明があつたわけですが、これはまあ初めに見解の相違を言いますが、結局自主的な経営をやる公社になつた以上は、借金をすればこれは公債の形にしておいて、或いは政府からの借入金にしましても、結局金利を払う。借金というものは成るべく少くしなきゃならんというところは、これはもう公社の建前として当然なんです。今もこの修正案によれば五分減による二十五億圓というものが出て来ているわけです。私のお尋ねしたいことは、今回の二割五分の

値上げの政府案というものを、これはまあいろいろ表に出ておりますが、一般の物価指数なり或いは同じ郵政省管轄の郵便料金の値上げ等に比べましても、電話料金というものは非常に低いというところは、これはもうはつきりしておるわけですね。そこで二割という値上げによる減収が来れば、これは公社のほうでどういふ将来の収支見積り、或いは資金計画をするか、これはまだ私たちの手許に来ておりません。が、いずれにしても料金の度合が二割五分が妥当でなくて二割が妥当だ、今の橋本議員の御説明によれば、五カ年間というものは大体これで以てやつて行けるんだ、公社の経営を合理化して行けば大体これでやつて行けるんだ、こゝろ言われますが、現にこの法案が出て以来もうすでに開米が二百圓になつておる。それから今度の二十八年度の予算が実行に移れば、インフレーションというところは当然のことです。物価がどん／＼上る。人事院の給与ベースに上つておる、勸告案によれば一四％も上つておるわけですね。そういうようなインフレーションの兆候を来たしておつて、この法案を我々はきめなくちやならん。而も先ほど申上げた公社の建前の自主的な経営というところ、成るべく借金を少くしなくちやならん。もう一つは、この電話の施設というものがもう非常な老朽施設である。そうしてまあ何といひますか、老朽に加つて非常に陳腐な時代遅れのものを持つておる。これはもう公社となればどんだん償却をしまして、そうして施設を改善するということがこれ又重要な一つの仕事になる。そういうような観点に立ちますと、これはむしろ二五％す

ら低いのじやないか、私はかように考へるのです。然るに今回それを更に五分減されて二割というもので五カ年計画をする。これは合理化によつてカバーし得るということをおつしやるのですが、私はどうもその点に自信が持てないのですが、私は率直に申し上げれば、政府提案を五分減らしたということとは、今いろいろのことをおつしやいます。が、本日に公社が自主的に電話サービスをよくするということとは、先ほど新谷委員から質問された事項を見ましても非常な無理があるように私は直観するわけですね。そこで私は今五分減らしただけのこととは、いろいろ口実をおつしやるが、結局今言つたような証券業者であるとか、中小工業者であるとか、こういういわば政治的な部面を非常に考慮されて、公社自体の健全な経営を公社としてせしめるという点の考慮が私は足りないように思う。ですからそこは本審査に入つたのですから、あなたのほうとしては、一応三派共同で五分減らして妥協した、これでは私は非常に無責任だと思つておる。殊にあなたのような専門家がおられる以上は、無責任だと思つておる。それは苦しい点はあるだろうと思つておる。が、とにかくこれは率直に言つてもらつたほうがいい。二割五分の今の予算措置はさつきあなたが言つたように、二十八年度の予算……二五％の予算は通つておるわけですね。その調整は、これは如何にもできるかも知らんが、併しそれによつて起る次年度からのいろいろなズレというものは、私はあなたが考へておるほど案外はしてはいないのです。ですからこの点

は言にくいかも知らんけれども、率直に言われたほうが、第二院として、又そういうことをカバーする義務があると思う。これは鳩山自由党か改進黨か知りませんが、(改進黨)と呼ぶ者あり)こういう点を一つ率直に、ほかの法案とは違ひますから、飽くまでこれは経營的に考えなければならんと思う。国民の電話サービスというものは切なる要望である。そうして五分減らして来られたということについては、余り客観情勢を甘い見方をしておる。又将来に対しても非常に甘く見ておられる。今米の闇は二百圓だ、又給与ベースも一割ばかり上げるので、政府案を五分割つてお出しになるということについては、私は賢明な諸君がおやりになるものとしては、どうも余りに政治的な考慮をされた憂いが多分にあるのじやないかと思つておる。これは一つあなたの御答弁を記録に残しておいて下さい。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) 山田委員の御意見、公社を非常に愛するの御精神、私も同様であつて、お互いにこの公社法制定については非常なる苦心を以て、党内野党の立場をとつて我々としましては理想案に近い公社法とした。新谷、山田両君といへども、そう思つておるのじやないかと思つておる。併し今度の我々の修正案は、今おつしやつたような工合に、必ずしも政治的考慮といひますか、外部の政治力に押されてこういう修正案を作つたのじやなくて、飽くまでも、勿論これは外部のそういう意見も参考には供しましたけれども、広く国民経済及び政府の財政等を考慮して、そこで公社としての最大限の措置をとるべきである、

こういうような見解の下に作つたわけであつて、ただ私これは個人の意見ですが、こういうことは将来において考慮すべきものであらう。こういうことを私は委員会で大蔵並びに郵政大臣に質問をしたのですが、これには直接関係はありません。間接関係がありまして、従来公社は電通省時代から、政府から預金全部資金なり或いは見返資金等を借入れて、そうして借金になつておりました。こういうような政府の事業であり、且つ又過去の歴史を遡れば数千億に達する政府への繰入金もこの電話事業というものはやつておる。従つて現在政府からして借入金として借金になつておる分に対しては、将来適当な時期においてこれを公社の資本勘定に繰入れるべきではないか、即ち返還する義務を持たない、こういう措置を講ずべきではないか、こういうような質問をしておいたのですが、これに対して政府は、将来これらの問題についてはとくと研究しましょう。こういうような考え方のようでありまして、これは私の個人の意見ですけれども、公社はいずれにせよ、政府関係機関であり、且つ又一般会計に対して五千億圓以上の繰入金をすらしおるものであるからして、その後における政府の借入金に対しては、これを資本勘定に繰入れる、こういうことによつて今後公社が元利支払の責任を逃がれる、こういうこともあるのじやないか、こういうことを、一応これとは直接関係ありませんが考へておられます。公社がやつて行く場合においては、当時参考人の供述の中にも、建設勘定に料金を収入を相当額繰入れることについては、必ずしも不合理ではない、こういう見解が述べ

られたが、こういう公共企業体、即ち政府関係機関として行う場合には、その全額を、或いはその大部分を料金収入によつて行ふ、或いは政府はその一部分を料金収入によつて建設勘定に繰入れることについては、これはアメリカ等においても行われておるからして問題ではない。こういうように参考人も供述しておりましたが、私もその意見は同一であつて、我々はどこに限度を置くかということが問題であります。例えば一般会社の借金と収入との割合を調べると、まあ普通の会社ですら、収入に対する借金の利子の支払は、大体五%前後である。現在の公社は五%を超えております。そこで政府原案によるところの借入金をやつて行なつて行くということになります。すると、昭和三十三年度においては総収入の七、八%くらいになります。これは大蔵委員に対して質疑をしたのですが、収入に対して公社の経営としてどの程度を以て利子の支払の限度に考えるか。健全な公社として発達して行くためにはどの程度がいゝゆる利子支払の限度になるかという質問をしていただいたのですが、詳細は調べてから御返事をしようということ、また返答には接していませんが、我々の考えるところでは、七、八%を以て大体限度ではなからうか。これを超えて料金収入の一割以上を利子として支払う、こういう結果になれば、いゝゆる公社経営としては健全な状態になる。併し我々の修正案の限度から言つて、損益勘定に大体において四百億円、それから借入金において約七百三十億円、こういう度合で進んで行かなければ、いゝゆる公社経営の基礎については、必

ずしも危険な状態ではない、いゝゆる健全経営が可能である、こういう見解も、決してこの公社経営が不健全にはならない、健全経営ができるであらう、こういう見解でこの修正案を作つたのでありますからして、いゝゆる政治的圧力によつて修正がなされた、こういう点はありませんので、その点については御了承願ひたい。

○山田節男君　まあ公社となつたからにはこれは一応政府の手を離れたのであります。これは法律の立前上当然のことであつて、これはもう否定すべからざる事実である。で、或るべし政府の援助を得ないでやるといふこと、これ又当然の原則でなければならぬわけである。であるからして今の橋本委員のおつしやるような料金収入を一部分入れるという考えに重要性を持たすべきだと思ふ。この見解は、私はちよつと違ふのですが、これは御承知のうちにこの電通省或いは通信省以来、御承知のようにもう三百億に近い、昔の金で十二億円の納付金をしてゐる。そうしてそれに対して政府が一体どのくらい援助をしてゐるかと言へば、これは殆んど電話の加入者の負担に依つてやつたといふことは、結局従来の電通事業といふものは、これはもう非常な悪辣な一つの収奪経営、国家が利益金を吸ひ取つてしまつて、それに対する何といひますか、報酬というものは割合になつた、これは歴史的に見ても明らかで事実だと思ふのです。私が政治的考慮といふのは、中小工業者或いは証券業者、これは値上げの部面でありまして、公社の経営が本来こうあるべきだといふ面から見れば、もう

一つ、修正をするからには、政治的な考慮としてはすでに今日までそういう収奪経営によつて、もう非常にこれは国庫が利益を上げてゐるわけですから、例へばこの電電公社が出してゐる電信電話の五年計画の収支見積りなんかを見まして、今年度は四十一億円の利子を払う。これは勿論社債もありましようけれども、とにかくこれだけの利子を払わねばならぬ。第五年度の終回において九十億近くの金利を払う、こういう収支見積を立てておるわけですから、そうなつて来ますと、今のよう材料金といふものは、どう見ても今の物価指数から言へば、殊に郵便とか鉄道、そういうものに比べれば、一番低位置にあるといふことは、これはもう争うべからざる事実であると思ふ。料金を二割五分上げると中小企業者、証券業者が文句を言うから、とにかく二割にとどめて、五分減らすのだといふならば、多分に政治的な考慮として、大蔵省では、例へば今の二十五億にして、政府が引受ける、或いはその他社債の形式にしまして政府が融資する、こういう一つの保証をしておいてやらんと私は公平じゃないのじやないかと思ふのです。で、こういうことについて具体的に今御質問があつたのも承知ありますが、そこまでは政府に駄目を押してないのです。

○衆議院議員(橋本登喜三郎君)　それにつきましては、勿論我々は修正案の意向としては、できれば政府も運用部資金の借入はまあないと、若しくは公債としてこうして幅を残してあります。が、現実の問題として本年度において百二十六億円の預金部資金の残額で、実はそこから二十五億円を出すといふ

ことは非常に困難である。従つて公債にやらざるを得ないだらうと思ふのですが、政府はいずれかの方法によつてこれを達成せしめる、こういう確約を得ておられますから、これは公債公債になりまして、政府が斡旋をして必ず達成せしめる、こういう見通しの下に立つて、その公債公債でもよろしい、こういうことで了承をしておるわけでありませう。

○山田節男君　これは私一応この政府委員のほうで二割値上げとしての資金計画収支見積といふものを資料として出してもらつて、そして又この修正案について御質問をさせてもらつたといふことを条件にして、私は一応総括的な質問を終ります。

○委員(左藤義隆君)　どなたか。○山田節男君　今の修正案によるこの収支見積とか、或いは資金計画の資料が私の所にならないのですが、これは衆議院にあるのだらうと思ふのですが、あれは一つ頂きたいと思ひますから、請求して頂けませんか。

○委員(左藤義隆君)　只今の資料は衆議院のほうでは御用意になつておりますか。頂いておられますのは比較対照表だけですが、もう少し詳細な資料がございませうか。

○衆議院議員(廣瀬正雄君)　只今御要求の資料はまだ印刷ができておりませんので、早速印刷いたしましてお手許に差上げます。

○委員(左藤義隆君)　審議を急ぎますので、できるだけ一つ速かにお願ひいたします。

○山田節男君　それでよろしうございませう。

○津島壽一君　ちよつとお伺ひしたいと思ひます。今の結論で二割に改訂するといふ場合に、二十五億、これは衆議院の委員会で政府側の答弁は、資金運用部資金は見ない、であるから公債社債といふ方法の含みによる、こういう結論になつてゐる。そこで大体この二割といふことに御修正になる、こういうふうに向つたのですが、それでよろしうございませうか。

○衆議院議員(廣瀬正雄君)　まあ大体そういうことではあります。

○津島壽一君　委員長、これは若し機会があれば、大蔵省の政府委員にもはつきり確かめたいと思ひます。郵政大臣にも、大蔵当局にも、私の承知してゐる限りにおいては、公債社債の発行の枠はこれ以上認められない。それは不可能といふまでの言葉は不適当でしようが、非常に困難であるといふ意味から、前国会の一割五分或いは二割或いは二割五分と言つて、結局二割五分に落ち着いたのは、それは公債社債の発行の困難な事情からみて、そういう事情であつたと私は承知します。而して今回の修正案で二割五分値上げを二割にして、そして今年度内の不足は、公債社債の発行の増加二十五億と見ていいのでしうか。それが可能であるといふことを、衆議院の委員会において、確認されたのであるかどうかといふことが、重大なポイントだらうと思ふのです。重ねて聞くようですが、けれども、衆議院の委員会においては政府委員といふか、政府側は、その増加社債の発行は今日の事情において可能であると、こういうふうな見通しをはつきり言つたかどうか、この点を私は伺つておきたい。

○衆議院議員(廣瀬正雄君) もとく

私どもが二割五分値上げの原案を二割に修正いたしましたのは、利用者の負担を軽減するというのが狙いであつたわけでございます。これにつきまして、先刻橋本議員から御説明した通りでありまして、そういうことをいたしますれば、二十五億の本年度の減収になる。これをどこから持つて来なければならぬということ、私どもも考えましたことは、資金運用部の資金はもうないということになりますれば、公募社債の発行限度というものをもう二十五億増加いたしましたとして、百億にするという方法しかないということになります。つまりわけございまして、これにつきましては、委員会が私が郵政大臣と大蔵大臣の御出席を求めたのでありますけれども、お差支えがありまして愛知次官が御出席された。それに電電公社の總裁がおられたのであります。お三人に質問をいたしましたわけでありまして、その質問に対しては御答弁は、二割に料金の値上げを引下げるということになりますれば、二十五億の収入減を来すから、これについては質問通りの公募社債の発行というものを増額する、限度を引上げるということが考えられるのだと、これについては補正予算において、本年度内において、二十五億の発行限度の引上げということについては最善の努力をする、自分らはそれについて自信があるというやうな、私は解釈のできるやうな御答弁を頂いたのであります。それに基づいて、更に私どもの確信を強くいたしまして、修正案を進めて行つたわけでありまして、

○津島壽一君 これは先ほど言つたよ

うに、政府当局から直接聞いたほうがいいと思ひますから、念のためにもう一つ聞きたい。二十五億増額を、社債公募によるということだけの解決の方法しかないかどうかということ、即ち資金運用部資金の枠から他に融通したために、この電電公社のために資金運用部資金の融通額が抑えられておるわけですか。同時に社債の発行限度はこの程度しかないということであつたのか。この修正案によつて、二十五億の社債公募をやろうといった場合に、増額を公募社債に持つて行くか、これはほかの資金運用部資金の融通の内容を同時に変更して、或る程度この一部をこの帳上案の切下げによる不足額を補填し、又一部は公募社債による

といつたやうな、つまり総合した対策といふものが考えられるのではないかと申すのですが、そういうことについては、衆議院の委員会においては政府当局に御質問になつたことがあるでしょうか、こういうことをお聞きしたいのです。

○衆議院議員(廣瀬正雄君) その問題につきましては質問に当りましては、資金運用部の資金は原資がもうすでに枯渇しておるやうなこともあつたものであります。いずれかというやうなことは質問しなかつたわけでありまして、原資が資金運用部において枯渇しておるやうなことでありまして、公募債の増発をするというほかに方法がないということ、そういう観点から質問いたしましたので、それはできることであるというやうな解釈の御答弁があつたのであります。二十五億円の社債は公募する、併しこの

マーケットが、二十五億も発行してこれが応募があるかどうかということに對しての非常な疑問がある。私はそのことについては前に橋本さんに御質問したのでありますが、この修正案で二割にしてしまふ、そして二十五億は政府が債券を引受ける、こういうやうなところの交渉を求められたことはなかつたのですか。それから今のあなたのおつしやることでは、どうもそういうやうに何となくかしようといふやうに、引受けたやうに感ぜられたやうな答弁をした。その程度のものでこの法案を通された、こういうふうな解していいのですか。今の津島委員に対する御答弁から聞くと、どうもそういうふうにしに聞き取れないのですが。

○衆議院議員(廣瀬正雄君) さやうでございませう。さやうな確信を得ましたから、実は委員長には修正案はその前に提出しておつたのでありますけれども、修正案の趣旨を明記した前案を提出するにつぎましては、いろいろ委員会ではつきりした答弁によつてでなくて、いろいろ折衝によりまして、大体そういうことが私も窺えておりましたので提出いたしましたけれども、更に委員会におきましてはつきりそのことが窺えるやうな答弁を頂きまして、修正案の提出につぎましての信念を強くいたしまして進めて行くことができたのであります。

○山田節男君 そうしますとこういうことになりやしないですか。二十八年度の予算はもう二五%の値上げといふことで通つてしまつたのです。そしてその後においてそれよりも五%下げた。それで今の予算措置はどうするかというので、先ほども橋本君からも御答弁があつたのですが、これは確信があるとおつしやいますけれども、先に言つたやうに、一般のマーケットで二十五億田といふものを応募する能力がない。確信を得るやうな政府が答弁をしたとおつしやいます。少くともこの修正案を出しになるについで、その五%がはつきりしていなければならぬ。先ほど申上げたやうに、電気通信事業といふものは収奪経営で政府が非常に儲けておる。そして公社の立場に立つて明らかに二十五億ばかりも足りない。足りないといふところ更に五分削つたことになれば、これは提案者としたら責任を以て、そういう確信を得るやうな答弁をしたといふことじやなくて、はつきりした政府の意思表示がなければこれは完全な修正案として論議するについても不安があつて、我々は更にあなたがあつたお確かめになつたことを確かめなければいかんといふことになりますから、ですからこれは若しそういう程度のものでしたら重要な問題だと思ふ。もうこれはどの法案でも予算の裏付けをする場合には、修正案の提出者としては当然その点は確認させて、文書を取れとまでは申しませんけれども、ともかくも大蔵大臣或いは総理大臣のそれに対するはつきりした言葉をとおりにならないうと、予算の裏付けのない法案ならよろしうございませうけれども、少くともその二十五億、政府の出したそれよりも二十五億減らすといふことになれば、それだけの数字では少し危なかつか過ぎやしないか、これに對しては少し十分でないように思ふのですがどうで

すか。

○衆議院議員(廣瀬正雄君) 予算と法案との食い違ひにつきましては、先刻橋本議員からお答弁がありました通りなんです。ございませうが、私どもの電気通信委員会の立場から申しますならば、料金の決定を予算に先行せしめて、それに基づきまして予算の修正をやるというところが一番正しかつた方法だつたといふことは勿論だと思ひますが、私どもの審議に手間取りまして、予算が衆議院を通過するといふことのほうが先になりましたために、到頭料金の決定が予算に遅れたのでございませうが、これにつきましては、御説のように減収を公募債その他によつて補填するといふ見通しがつかなければ、五カ年計画を遂行させるという立場に立ちます以上は、我々の料金値下げといふものが、原案に對しまして出されておりました値下げができないことになつて参りますわけでございます。私どもといひましたのは、委員会における私どもと郵政大臣、大蔵次官、電電公社の總裁の質疑応答の、言葉はつきり記憶いたしませんけれども、それは速記録を御覧を願ひまして、さやうな確信を持ちましたので、二割の案を進めて行くといふことで進むことになつたのであります。さやうな確信の下に二十五億の公募債の発行限度の引上げといふ前提の下に、参考資料として出しております。五カ年計画を遂行させて、二割の料金の値上げをやつてもらうといふことで私どもも考えておるやうな次第であります。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) 今の

合に我々は解釈できると思ふのです。御承知のように予算総則で、電信電話債券のうち、公算により発行するものの限度額は七十五億円です。予算措置は決定してあります。それからその次に電信設備費負担臨時措置法、有線電信通信法及び公算電信通信法施行法に關連して発行するもの並びに受益者の引受、受益者債券ですが、これが予算総則では八十五億円まで認められたのです。実際に公算が予定してある金額は四十八億円です。いわゆる事業計画によるところの限度は四十八億円ですが、予算総則で認められた金額は八十五億円、いわゆる増額が出来るわけでありまして、従つて二十五億円の予算書の関係から言へば、必ずしも予算との関係から言ひまして、予算のほうを訂正せずともこの四十八億、本年度の受益者債券といふものを約四十八億円を限度として考へておるのです。が、予算書のほうにおいてはこれをいろいろの事情を考慮して八十五億円までの受益者債券といふものを認めてもらつてあります。こういう点でいへば二割によつての多少の減収がありましても、これらのことを考慮すれば二十五億円のほうは予算との関係から言へば、これは変更しなくても済むのではなからうか。併し実際上やつてみて、これはいわゆる相当の金額の五カ年計画を遂行する上に困難な状態になるというこの見通しがつけば、当然これは公算債の枠を拡げてもらふことになりましようが、一応の予算書との関係から言へば、こういうふうなふうに予算総則において承認を得ておりますからして、ただ一方は公算債に於いて七十五億円、こういうことにな

つておりますが、受益者債券のほうにおいては公算の考へておるのは大体四十八億円のようでありまして、予算書においてはこれを八十五億円まで発行し得るという幅をみて、予算書の許可をとつておりました。その方面との関連性から見ても、予算書との関係においては間違ひなく遂行できる、こういう工合に考へておられますが、ただ山田さんの言われるように、飽くまで五カ年計画を遂行するためには、政府は必ず五カ年間の第一年度の四百六十一億円の資金を調達せしめるかどうかというところにかかつておるのでありまして、この四百六十一億円の資金については、飽くまで政府をして確保せしめたい、こういう工合に考へております。

○委員長(左藤義詮君) ちよつと伺いますが、只今の受益者負担のほうの枠で賄つと、話が少し變つて来たようですが、この修正案に、ここにございまして、この公算債券といふその債券募集の方法ですね。条件ですね、時期、こういうものに対してはどういうふうな政府とお話になつておられますか。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) 政府の見解は大体本年度の公算債の枠は最初百億円になつておつたために、四カ月間のズレがあつたために、大事をみて二十五億円は公算債発行が困難であるといふことから七十五億円にしたんですが、併しこれは政府は非常に大事を考へて七十五億円として二十五億円を減したんですが、どうしても電話の建設が重大であるという見解に立つて政府が努力するならば、二十五億の枠を拡げることについては、いわゆる公債を達成せしめることにつ

ては必ずしも不可能ではない。できるだけそれが実現に資するように努力する、そういうふうな大蔵政府委員からの答弁もありまして、時期等は政府にお任せして、必ず本年度内にこれだけのものが手に入る、こういう見通しがつけばそれでよろしいという見解で、その時期等については政府にそれを一任する、こういうことになつております。

○委員長(左藤義詮君) その条件なり償還の計画とか、そういうことについては念を押しておいでにならない。政府委員の発言を信頼してお任せになつておるといふのですか。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) そうです。大体条件としては、七十五億円の発行に關する公債発行の条件がありまして、例えば本年度においては公債発行のものが、この間決定したものと七分五厘の限度のようですからして、大体政府が金融市場と相談をして決定せられるであらうし、その点においては政府にお任せをして差支えない。こう考へております。

○委員長(左藤義詮君) 七十五億と同じような条件で大体行ける、こういうお見通しでありますか。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) そういう見通しであります。

○委員長(左藤義詮君) この問題は、当委員会といたしましては今津島、山田両委員の御発言もありましたので、結局大蔵、郵政当局とよく念を押したいと思ひます。

うから出て来るのじやないかというような推測的なお話があるのですが、その方面で弾力性を認められておるのは、公算債の方面から見れば必ずそのまゝに実施できるかどうか、これはやつてみなければわからんことだから、そういう方面の危険を見積つて両方相補完し合つて、結局当初の受益者負担とそれから更に一般の公算債といふものの達成をいよいよ政府としては考へておるのだと思ふのです。少くとも絶対大丈夫だといふ額は七十五億といううな形の公算債を認めるということ、いわば絶対確実といふ数字で資金値上げの方面で負担させるのが二割五分という形で出されておつたと思ふのですが、それが只今の御答弁だと、極力そういうことで努力すれば大丈夫だ、うといふいわば大分確信がばけて来たように考へるわけなんで、少くとも予算はこれにすでに衆議院を通過してしまつておるのだし、この通過しておる予算といふものは飽くまでも二五%の値上げといふことを前提にした予算であるわけですね。ところが實際これを修正した法律案のほうは、これは飽くまでも衆議院が修正をなさつたわけですから、当然その予算と法律案のギャップといふものは、これは少くとも政府当局の考へ方から行けば二五%が正しいといふことである。公算債なり或いは受益者負担の債券の裏付け等も考へておつたやつが、今言つたように五%程度料金値上げ面が切下げられたといふことになつて来ると、当然それに対する措置、裏付けといふものはこれは明確にしておかないと、実行上今後非常に大きな不安があるわけですが、そのことについて、政府に何とか

やつてもらえるだらうという期待を非常に確信を持つたやうなことで言われておるのですが、残念ながら明確に政府をして二割料金値上げで大丈夫、あとの足りない面については公算債にしろ或いは運用部資金の貸出という形で面倒みましようといふところまでは、残念ながらはつきり確約をさせたという御答弁には、先ほど来いへる、御説明を承つておるのですが、そういうことには実はなつておらないやうですが、その点を押しておきますけれども、そういうことなんでしょうか。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) 今久保委員の御質疑ですが、これは我々は衆議院の解散でもない限り、この修正案に対しては自分党及び改進黨、吉田自由党が責任を持つて責任を敢行し、且つ又政府に向つて、二十五億の赤字に対しては政府が次の国会において予算に組む、こういう建前を出している以上は、当然政府がこれを組んで出すといふことを言明している以上は、衆議院も、これは組まなかつたならば修正を又国会にしなければならんということになつております。従つてこの二十五億に対する欠陥の措置については、衆議院は勿論全責任を持つて次の国会において場合によつては修正もし、且つ又政府においても当然三派が共同して国会にこれを提出した以上は、二十五億円は組まれることと思ふ。若し組まなければ、三派修正した責任を以て直すだけの責任は持つておりますから、従つてこれは確約だと我々は考へておるのであります。

○久保等君 なる、その時期的な問題は、補正予算を、今最悪の場合は三派が政治責任を以て補正予算に計上した

い、させたいという御意見なんです、その点の時期的な見通しはいつ頃そういった問題が処理せられるのか。できれば早くそれが解決されればそれに越したことはないと思うのですが、どんなに遅くともいつ頃までに責任を以て、若し政府がやれなければ、政府がやれないと言ふか、政府が全然そっぽを向いてしまえば別だが、とにかくあらゆる努力を払って補正予算に計上させる考えを持つておられるということなんです、一体いつ頃を目途に考えられてゐるのですか。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) 予算の執行は本年度中になりますから、百億のうちの七十五億は、今国会の議決が今月で確定するから、その七十五億を使つてゐるのですから、残りの二十五億は最後に使ひ、こうなりまして、今年度内に行へばよいということになっております。

○委員長(左藤義雄君) これにて暫時休憩いたしまして、午後一時から再開いたします。

午後零時九分休憩

午後一時四十六分開会

○委員長(左藤義雄君) 午前に引続き委員会を再開いたします。

○政府委員(金光昭君) 先般の当委員会におきまして山田委員からお尋ねのありました国際通信料金につきまして、日本から外国に対する料金と外国から日本に対する料金との間に不一致があるじやないかといったような御質問がありましたので、それにつきまして調査いたしました結果につきましてお答え申上げたいと存じます。

先般の山田委員のお尋ねになりました

た日本タイムスに出ておりました投書によりまして、日本からセイロンに向けて打ちます電報は、一語について通常の電報につきましては三シリンド三ペンスになつてゐる、ところがセイロンから日本向けに出します電報につきましては、通常電報で二シリンド二ペンスになつてゐる、そういうふうなセylonから来る電報のほうが安くなつてゐる、これは一体どういふんだといったような投書が出ておるわけでございまして、これにつきまして調査をいたしましたところ、もと／＼この国際電報の料金というものは非常に複雑でございまして、又沿革的な理由というものがあつてございまして、諸外国におきましては、いろいろ／＼これにつきましまして沿革的な理由から独自の立場によつてゐるわけでございまして、そこで国際電氣通信条約におきましては、その附属の電信規則の二十六条におきまして、二国間の料金は同一線路且つ二方向においては同一とすることゝなつてゐるわけでございまして、これが原則に相成つておるわけでございまして、そこで日本から打ちます電報も、原則としては、これは料金は当然同一であるべきなのが原則でございまして、ところが、例えば英国及び英連邦諸国と申します、英国系の所におきましては、従前からそういった原則があるにもかかわらず、久しく独自の立場をとつて参つておるのでございます。現在におきましては、御承知のように国際通信の料金というものは、金フランというもので定まつておるわけでございまして、この金フランというのは、現在の為替相場で計算いたしますと、ドルとの換算におきましては

一ドルが三・〇六六フランに当るわけでございます。そこで邦貨に換算いたしますと、約百二十円に相成つております。そこで本来から申しますと、いわゆる金フランによりまして、ドルとの換価一ドル三・〇六六フランによりまして換算いたしましたものを、それぞれの国におきまして外国通信料金といふべきではないのでございまして、英国におきましては、一八一六年の金本位採用当時におきましてポンドと金フランとの換算割合というものが一・金フラン九・六ペンスに当つておるものでございまして、そこでイギリスにおきましては、現在の為替相場で申しますと一・金フランは二十八ペンスに相成つておるにもかかわらず、国内の徴収料金といひましては、イギリスのポンドの対内価値は依然として一・八〇〇年当時とさほど変わつておらないということとを理由といたしまして、国内の料金といたしましては相当低額な料金を定めておるわけでございまして、それからアメリカにおきましては、只今申上げましたようなドル換算一ドル三・〇六六フランが正当であるにもかかわらず、一九三四年のドル切下げ以前の率であります一ドル五・一八二五フランというものを適用してゐる、こういうふうな当然金フランで定められておるにもかかわらず、それが、自国の政策によりましてさういふ低率の料金を定める。そこでイギリスとかアメリカとかのよう、国際通信回線といふものがすでに相当大なる施設を持ち、又歴史的にも相当古い沿革を持つておるという所におきましては、こういうふうな多少国内的に低

位なものを定めるといふこともでき得るわけでございまして、その後にございまして、こういう国際通信回線を整備したといふような所におきましては、こういうふうなことがなか／＼できかねるというふうなことで、例えば歐洲大陸でもフランスとかドイツとかいふような所におきましては、やはり正當なる金フランの換価によつて国際通信料金を定めておるという状態でございます。そこで日本におきましてはどうかと申しますと、終戦直後におきまして、戦争中に中絶いたしました対米回線をいち早く進駐軍が参りました開いたわけでございまして、その際に従前の率で、従前の為替相場を以てしましてその当時におきまして国際通信料金、対米の通信料金を定めますと相当高額になるということと、それからもう一つ、当時におきましては先ず対米の回線を再開いたしましたため取りあへず料金をドル建てで定めたのでございまして、これらの関連でいへば、金フランを正式に採用するようになりまして、これを金フランに換算いたします場合に、結局先ほど申しましたように、アメリカがすでに国内で切下けております一ドル五・一八二五フランというものでこのアメリカ向けの通信料金を定めて、一ドル五・一八二五フランというもので計算いたしますと、日本金に換算いたしました七十円になるわけでございまして、そこで本来の金フランで正當な換算をやりまして、先ほど申しました百二十円換えになるものを、対米通信については七十円というふうに定めたわけでございまして、そこで日本につきましても、こういう關係で本来の金フランの正當なる換価を用いなか

つたということに相成つております。その後におきまして歐洲との通信回線を開きます場合に、アメリカとの間で一ドル五・一八二五フラン、日本金に換算いたしました七十円換えでアメリカ通信を再開いたしましたので、今度歐洲との通信を開きます場合に、正當なる一ドル三・〇六六フランの百二十円換えでやりましてということになると非常に高い料金に相成るわけでございまして、そこで歐洲諸国との通信再開の場合にいろいろ／＼折衝しました結果、日本としては一応アメリカ向けの五フラン換えといふものを主張しましたのに対して、歐洲のほうでは正當な三フラン換えを主張する、そこで結局その中をとりまして一ドル四フラン換えといふもので歐洲向けの通信料金を定める。そのため現在におきましては外国との間の通信料金というものが、一ドル三フラン換えのもの、一ドル四フラン換えのもの、及び一ドル五フラン換えのもの、三本建といふ非常に複雑な体系に相成つておる次第でございまして、それじや一體さういふ三本建のものをどういふふうに適用してゐるかと申しますと、只今申しましたように、大体アメリカの地域に対しては一ドル五フラン換え、七十円換えでやつております。それからヨーロッパ地域につきましては、只今申しましたような一ドル四フラン、九十円換えを採用してあります。それからその他の地域、主としてこれは東南アジア地域でございまして、中国、台湾、インドシナ、タイといったような所につきましては、正當なる一ドル三フラン換えといふ百二十円換えのものを採用するといふ結果と相成つておるわけでございまして。

そこで只今問題となりましたセイロ
ン向けでございますが、多少日本タイ
ムスに出しておりますのは、先方の計
算にミスがあるようでございます。そ
こで我々のほうで計算いたしましたも
ので日本金に換算して申し上げますと、
日本からセイロン向けのものにつきま
しては一語百六十四円でございませ
う。それからセイロンから日本向けのもの
は百三十四円というふうに相成つてお
ります。これは只今申しましたように、セ
イロンから日本向けのものは、イギリ
スはポンドの価値というものは依然
として変らないという主張の下に、先
ほど申しました一八一六年当時の一金フ
ラン九・六ペンスよりは勿論高くして
おりますが、当然現在におきまして一
金フラン二十八ペンス相当のものを相
当程度割引いた額で国内料金を定めて
いるといつたような形で、こういう結
果に相成つておるわけでございませ
う。日本タイムスにございませうに、五
〇%までの引きはございません。こ
ういふ方法におきましてイギリス連邦諸
地域との間におきましては、日本の徴
収料金のほうが高く、外国からのもの
が低い。ところが逆に日本の徴収料
金が安くて、それから先方からの徴収料
金のほうが高いものもございませう。こ
れは先ほど申しましたように、歐洲地
域等のもは、日本が要するに四フラ
ン換えというものを採用したためにそ
ういふことになるわけでございませ
う。一例を申し上げますと、フランス宛の電

報につきましては、日本におきま
すフランス宛の電報料金は、一語当り二
百二円になるのに対して、フランス
から日本に参ります料金は、一語当り
二百六十六円といつたように歐洲諸地
域との間におきましては、日本のほう
の徴収料金が安くて、外国から来る電
報のほうが高いといつたような所もあ
ります。それからアメリカとの間にお
きましては、これは日本の徴収料
金と、それからアメリカにおきまして出
します場合の徴収料金と全く同額、そ
ういふたようにそれ／＼こういう地域
との間に差がありまして、必ずしもこ
れを一概に今直ちに統一するといふよ
うなことは、非常にいろいろ／＼な諸外国
等の特殊事情があるので困難を極め
ておるわけでありまして、今申し上げ
たように日本におきましては、先ず外
国との間の国際通信料金については三
本建をとつた。これは終戦後におきま
す特殊事情によつてそうなつたわけ
でございませう。これを全部正当なる
金フランとの換算割合にするといふこ
とになれば、日本の国内におきま
す徴収料金は非常に高くなるというこ
とで、これは、今これを実施するとい
うようなことは困難でございませう。又
その必要もないかと存する次第でござ
いませう。そこでできるだけこういふ
うな差のできないようにしようといふ
ことを国際条約にも規定してあるわけ
でございませう。これは原則としてい
うことを入れて定めてあるわけではな
い。イギリスのやり方につきまして
は、前回のパリにおきまして會議の際
に、主管會議の際にも各方面からい
ろいろとそれに対する非難が出たそ
うでございませう。これはイギリスとし

ては沿革的の理由でそうやつておるの
だからといつて、遂にイギリスがはね
つけたといふような情勢に相成つてお
るわけでありませう。アメリカにおき
ましても、先ほど申しましたように、す
でにアメリカ自身もドルの換算割合を
切下げているといつたような形でやつ
ておるわけではございませう。こ
ういふたような事実は事実でございま
しう。今直ちにこれをどうこうするとい
ふことはできがたい情勢に相成つてお
るわけではございませう。
○山田節男君 これは投票で指摘した
ように、少くとも百三十四円対百六十
円ですが、ですから四十七円高いとい
うことは、四割高いといふことは、は
つきり数字で出ておる。殊に東南アジ
ア地区は将来の貿易といふことにな
れば、よほど我々はこの点について意
を用いなくてはならぬのですが、第一電
報が四割高い、そうして実情は今話さ
れたような事情だとすると、日本国と
しての政治力といふと、国際上の
地位が低いから、こういふたような三
本建でやる、而も最も将来重要と思
われる東南アジアを自国とした貿易国
策から考へて、こういう通信費が、日
本から打つ場合には五割も高い、四割
強も高いといふことは、これは非常に
大きな問題は問題だらうと思ふ。そこ
で今の話された事情から私案するのだ
すが、要するにイギリスの、英帝国連
邦といふものが、連邦内の貿易政策並
にその他政治、経済、文化、これはい
ろいろな意味も含んでおるだらうと思
ふのですが、併し少くともセイロンも
英連邦の一員ではございませう。それ
も、独立国家になつておる。又インド
も英連邦の一員ではございませう。と

日本としては貿易国策といふことを
先ず第一に今日考へなければならぬ
といふときに、最も重要な通信費でコ
ストがな国際市場においてハンディ
ヤップをつけられるといふのでは、こ
れは懸念、懸念できない問題だと思
ふ。そこで今の金光監理官のお話によ
ると、こういう結論をしていいのだ
か。現在としては今のような三本建を
やめる途は全然ない。例えば日本の政
府が、英米国の政府に対してこの問題
を交渉しても、現状を改める見込みな
しといふのか。それは、見込みがあるか
ないかといふ問題ですが、更に将来ア
メリカから来ているいろいろ／＼な国際無線
電信のルートがあるわけですが、これ
が更に東南アジアに進出といひませ
う。か、そういうような機関が設けられ
ることによつて、今のような、非常な日
本の四割強の通信上の不利といふもの
を避け得る途が考えられるのかどう
か、そういう点はどうか。
○政府委員(金光昭君) 東南アジアと
申しましたもいろいろの国があるわけ
でありまして、英連邦諸国の一員は
只今申し上げました。又山田委員の御
指摘のありましたような、イギリスの
伝統的な貿易政策といふものにより
ます。こういう低額の料金といふもの
を実施する必要があるわけではござい
ませう。遺憾ながら東南アジア方面
におきましては、英連邦諸地域の国
が多いわけではございませう。これら
の地域につきましては、なか／＼こ
ちらのほうから日本からそういう話
を持出して、今直ちに向うが受諾す
るといふことは、相当困難があるの
ではないかと存するわけではございま
す。その他の英連邦地域に属しない
国におきまして

は、これは何もそういつたような特殊
事情がないわけではございませう。で
きるだけ日本と先方との間の話合
ひによりまして、そういつたような矛盾
のないようにやつて行くといふことは
できることと存じております。
○山田節男君 そうしますと英連邦に
関する、例えばインド、パキスタン、
それからセイロン、それに関する限り
においては、英米国の現在の方針を堅持
する限り、これはいたし方がない。条
約において原則論としては、これはこ
ういふことがあつちやいけなけれ
ども、事實上は英政府がこれを改めな
いといふことになれば、政府としても現
在の日本の地位から見ても、これを改
めるといふことは殆んど不可能に近い
、こういう意味ですか。
○政府委員(金光昭君) 只今御指摘の
ように、英米国につきましては、か
ねがね日本ばかりでなく、ほかの国から
も、イギリスのこういつた政策につ
いては相当非難の声を挙げておるの
であります。遺憾ながら現在までの
態度をイギリスとしては変更してい
ないといふような実情から見まして、
この点は困難だと存じます。
○山田節男君 これで質問を打ち
切ります。
○新谷實三郎君 郵政大臣にお尋ね
したいのですが、先ほど午前中に、衆議
院の、法律案に対する修正案を提案
されたかたから御説明を伺つたので
すが、それに関連しまして予算との関係
において非常に困難な問題があるよ
うに思われますので、その点をお尋ね
したいと思ひます。予算は今参議院
において審議中でございまして、総
理大臣も、予算案はあつたまま修正

通りに可決して頂くことを切望するといふことを頻に委員会では言つておられます。そういったしますと、電電公社の予算につきましては、歳出方面ではその政府原案の二五％料金引上げの繰で歳出予算は組まれているわけでありす。今度の修正案によりまして、それが二〇％になつてゐる。今までの計算方法で参りますと、そこに歳入の欠陥が生じて来るように思われる。予算審議の上でこれをどう取扱うかという問題が生じて来るわけでありす。この委員会でお聞きしたいと思ひますのは、その予算との関連において政府がこの二十五億という歳入欠陥をどう処理せられるかという問題でありまして、同時にこの委員会として聞きたいと思ひますのは、衆議院の修正案の提案者も、公社の出された五カ年計画でもまだ実は電話の需要からいいますと足りない、これは恐らく最小限度のものだろうという考えでございす。是非とも五カ年計画は衆議院でも、是非とも実行したいという考えで修正案を作つておられるのであります。そういったしますと歳出の方をいじるといふ考えは毛頭ないので、歳入方面の欠陥を何とか是正して行かないと本年度の公社の予算執行上非常に困つた結果になる、こういうことになるのであります。一応の説明によりまして、公衆社債の発行によつてこれを賄うことに大体政府の方針も明示されたし、自分たちもそれで大丈夫行けると思つてこの修正案を通したのだ、こういう説明があつたわけだ。郵政大臣の御所管の事項でない点がございすけれど

も、いずれこれは大蔵省にも聞いて頂いてはつきりと聞かなければならぬ問題ではあります。大蔵大臣との話合ひも、恐らく政府内部ではあつたことと思ひます。この予算上の二十五億の歳入欠陥に対して、これをどういふふうで処理せられるか、この点今両方から申し上げたわけですが、郵政大臣から御所見を伺いたいと思ひます。○国務大臣(塚田十一郎君) 実は私といたしましては、原案の通りに御承認をお願いしたいといふことを強く考へておりましたのであります。衆議院の委員会におきまして、あのような御修正がありましては、併しきりとして、私といたしましては、公社が考へておられます五カ年計画といふものは、日本の今日の電信電話の状態からして絶対にこれはやらなくちゃならぬ、こゝういふよう考へておられますので、結局法案の修正によつて生ずる見通しの歳入欠陥といふものを、どこでどうするかといふことを考へなければならぬわけでありす。併し歳入の予算といふものは、御承知でもあります。上に、一応の見積りでもございす。で、まああの通り料金収入が二割五分が二割に下つたから、そのように減収するかどうかといふことは勿論やつてみなければわからないのであります。から、一応あゝいう工合に法律が直れば、その料金の下で極力収入が上るよう努力をして行かなくちゃならぬ、こゝう思つておられるわけですが、併し努力いたしましたつて恐らくおのずから限度があると考へられますので、その限度があつて結局歳入に不足を来しました場合には、どうしても歳入不足といふものは何かの機会にこれは

新しく支出できるように法的予算措置をいたさなくちゃならぬのじやないか、こゝういふ工合に考へておられるわけでありす。ただ昨日衆議院の予算委員会でもいふ御指摘がありました。ように、公社法の五十一條の規定との関係で、果して今の段階で衆議院が予算を補正するといふことがはつきり言ひ切れるかどうかといふことになる。非常に解釈が微妙な問題になつてゐる。やうなものでして、私も若干当惑いたしてゐる。やうな点もある。でありますが、併し何とかしてそれは補正をいたします。何なりいたしまして、必ずこの計画が実施できますように努力をいたしたい。こゝう考へておられます。又大蔵省とも御指摘のやうに話合ひをして同じ考へ方に意見がまとまつてゐる、こゝういふことは申上げられると思ひます。

○新谷實三郎君 お気持はよくわかるのでありますけれども、歳入のほうは見積りだからやつてみなければ實際はわからない、これも御尤もです。併し政府が初めから提案されておられますのは二割五分引上げをして、それであの歳出を賄つて行くという案でありますから、それは僅かの金額であればこれはその節減をしたり、節約をしたり、或いは増収をするように努力をして賄えるといふことも考へられますけれども、二十五億といふ数字になります。これはなまじつかな節約とか或いは増収の努力とかでは恐らく賄ひ切れぬといふことは大体予見し得るのじやないか。政府のほうでも今になつてやつてみればやれるかも知れんといふお考えは恐らくないだらうと思ふ。そこでどうしても金額は別として、ともかくあの歳出の予算を実行するために必要な歳入の計画といふものは、今そこでやはりお考へになつて置かなければいかんと思ひます。そういう意味で私はむずかしい法律論を離れまして申上げるのですが、今何かの機会にこゝういふお話もありましたが、こゝういふ頼りないことじやなしに、臨時国会も恐らくあるでしようし、通常国会もあるわけですから、本年度内に必ずこの歳入の欠陥は補填をするという政府は決意を持つておられるかどうか、その点をもう少しはつきりして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは何かの機会といふのは漠然と申上げましたが、恐らくやるとなれば、この次に予算がいじれるやうな機会にこゝういふことになると思ふので、臨時国会があれば臨時国会に、臨時国会がなければ通常国会の初めの頃といふことになると思ふのであります。その機会には必ずその歳入欠陥だけは処理をいたします。その最高の限度は二十五億までは処理をいたすと、こゝういふことを申上げられると思ひます。

○新谷實三郎君 なお、これについてはいろいろ問題もあるやうですが、他の委員からも御意見があると思ひますので、私はこれに関連しまして、先ほども実は提案者に対してお聞きしたことでありますが、提案者のほうは、大体五カ年計画を遂行するのに二割程度の料金値上げで今の見通しから行けばやつて行ける見込みだといふことであります。私はまだ非常に細かく数字を当つたわけじやありませんけれども、いろいろの物価の変動等が予期しない状態で発生した場合は、これは又全然別で

ありますが、今の状態におきまして、先般衆議院に申上げたと思ひますが、非常に日本の電話が古い機械が多くて、早くこれを取換えて行かなければならぬものがたくさんある。能率のいい、いいサービスをしようと思へば、これらの機械類がまだ時期が来ていなくてもそれを取換えて行くといふことも考へなきやならぬ。こゝうなると相当に償却等において考へて行かなければならぬ。今度は特別償却も認められたやうに考へられるのですが、この程度でいいと考へられるのか。そうしますと自然的にやはり料金のほうに又これはね返つて行くわけでありす。から、公社が本當に企業体として独立採算制でやつて行くといふのは、将来の状況にもよりますけれども、この料金制度の制度に反しても再び検討をし直すといふことがあり得るのじやないかといふことを言つたところから、衆議院のかたは、大体これで行くといふ、こゝういふお話ですが、この点私の考へと少し考へが違ふ点があるのです。それで政府のほうでは、これは勿論国会が修正したのでありますから、その修正の法律に従つて実行して行かれる以外にないので、御見解として、これで五カ年計画を果して十分に完遂できるかどうかといふことについての御意見を承わりたい。特に今頂いた資料によりますと、金利の負担といふのが非常に莫大な額に上つて三十二年度になると年間百億に上る金利を払つて行かなければならぬといふやうなことになる。これらについても公社の経営上これは非常に重大な問題である、考慮しなければならぬ問題だと思ふ。これらの点についての大臣の

御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(塚田十一郎君) 私も自分の考えをいましては、只今新谷委員が御指摘になつた通り、やはり多少無理なわけではないかと、こういうふうに考えられるわけでありませう。殊に私が先般来ばつと市内の電話局その他を見て廻つておるのではありませんが、行つてみてしみんと感じましたことは、今度の整備拡充計画は、どここのういふものをどういう工合に直すかという事になつておるかということに承知しないのでありますけれども、よくしよと思ふ。又本当に利用者の便宜といふものを考えるならば、私は全部のものをどん／＼変えて行くといふくらいにして行かなければ、本当にサ一ビスで御満足の願えるような整備拡充といふものはできない。従つて公社が今考へておられます五カ年計画といふものは、そういう観点からはまだ／＼とても不徹底なものであるとさえ考えられます。従つてまあ私といたしましては、今後勿論この国会で御修正になつた計画で取りあへず五カ年計画に着手して行くわけでありませうが、整備がだん／＼でき、利用者の便宜も増すに連れて、適当な機会にもう少し値上げをお許し願つて、更に一層改良拡充して行くといふことのほうが、本當に電信電話経営の将来のため、又加入者の利益に帰するゆゑんではないかと、こういうふうに考へてゐるわけでありませう。

○新谷實三郎君 もう一つ、これは全然別な問題ですが、大臣に一点お伺いしたいのは、大臣おられませんでしたが、先般他の政府委員に質疑をいたしたのですが、それは御承知のように、

従来と申しますか、現行法では、こういう電信通信の事業といふものは政府が専管しておつて、専用線のごときは、これはやはり許可を受けておるわけでありませう。ところが今度の法律案によりまして、ところが今度の法律案については一切届出主義をとつて、許可制度は廃止された。これは非常に一面から言つて手数を省いて結構なことと思ふのであります。そのときに私第八条でしたかの問題について、つまり外国と日本との間を結ぶ有線のケーブルの施設に關しては、これは誰がやろうと、専用線であろうと何であらうと、政府の許可を要するということになつておられますので、その立法理由を聞きまして、ところが、いさ／＼政治的に考慮すべき問題もある、機密といふような点も考へなければならぬといふような政府委員の御答弁が、私はその点から申しますと、私はその理由から考慮しなければならぬ部分が相当あるんじゃないかといふ考へであります。余り具体的な例を引いて言いたくはありませんけれども、外国公館の間の通信、これは自分たちだけで使うのだからというので、国内で専用通信設備を設置されまして、これは恐らく将来国内法が変るようなことがありまして、それを撤去させるのには、既得権として一応得たものでありますから、相当のトラブルが予想されると思ふのであります。ほかの国の例も多少調べてみました。まあアメリカは、御承知のように会社経営でありませうからこれは問題はないのであります。が、専用線についても問題はないのでありますが、併しその他のヨーロッパ方面の

諸国では、やはり原則として、こういう専用線についても許可主義をとつてゐる国が多いのです。然るに日本で急にこれを一転して許可主義から届出主義に改められたといふことは、私は余り輕率じやないかといふ感じがするものであります。できれば、私は例えは鉄道とか、或いは気象台とか、警察とかいふような機關が設置します専用線は、これはまあ當然してやらなければならぬのですから、許可主義にしておいて、迅速に許可をしてしまへばそれでよろしい。そこに不安があるといふならば、閣議決定で申合せをされて、

○津島一君 先ほどの新谷委員の御質問に關連いたしまして、値上率の引下げによる歳入の点についてちよつと伺いたいと思ひます。衆議院の修正の計画そのものは変更しない。併し歳入面、即ち電信電話の値上料金の引下げによつて二十五億円の欠陥が生じた、この補填の方法については、衆議院議者の説明によると、公債債券によつて補填する、こういうのはつきりしたものになつてゐる。その方法、将来いつ補正の予算的措置をとられるかという問題は別として、この方法までも政府として承認、同意されたのであるか、そこをはつきりお伺いしたい。

○国務大臣(塚田十一郎君) 只今お尋ねのように、衆議院におきましては大體公債債券の枠を、只今七十五億となつておりますのを百億まで拡げるといふ方法で何とか処置をいたしたい、こういうふうにお答え申上げる次第であります。

○津島一君 そこでこの適否についてお伺いしたいのですが、この電信電話公社の公債債券乃至は政府からのいわゆる資金運用部資金の借入を利用する、こういった二つの方法については、やはり政府機關としての他との權衡も圖つて、その公債債券の発行額なり、又資金運用部の資金の割當を考慮に入れるといふように考へられませう。そこでこれは計数を頂きたいと思つたのですが、時間がなかつたのですから予算参考書だけをちよつと見た。間違つたら御訂正願ひたい。先ず比較になるのは国鉄だろつと思ふ。日本国有鉄道公社と、あとは電電公社、二つ比較して見るのですが、国鉄の予算を見ますと、資金運用部からの借入による建設費の財源、これは前年度即ち二十七年においては百三十億になり、どのくらい使つたか承知いたしません。が、まあ計数はそう書いてあります。而して二十八年度予算においては、百四十五億であつて、更にそれが十五億増加したこの予算書の計数になつておるわけですね。それで鉄道債券として、ここにはつきり公債と書いてないのですね、鉄道のは公債以外にないと思ひますが、仮に公債債券といたしましては、前年度は、二十八年度は八十五億といふことになつておる。鉄道の資金の調達の上においては、要すれば本年度においては百四十五億円を資金運用部から借入れて、八十五億円を鉄道債券、これは公債と了解して、そういうので資金調達ができる、こういうことに予算がなつておる。そこで

電電公社の今回のこの拡張計画による財源は、今回の値上げの引下げといつた修正案によつて、予定の公募社債が七十五億円を二十五億増して百億円になるというのでありますから、鉄道の公募社債よりも十億円余計になる、こういう結果になると思う。まあ仮にその追加をするといふことの前提に百億円と勘定すれば、鉄道の八十五億公募に対して、電電公社の百億円の公募という結果になるようです。殊に資金運用部からの借入が、鉄道は昨年度よりも増して百四十五億であり、然るに一方電電公社の資金運用部からの借入は、これも予算の計数でありますから、これは確認して頂きたいと思つたのですが、前年度は百三十五億円の資金運用部資金を借入れて電電公社はやつた、大体鉄道と同じ、或いは五億円多いといつたもの。然るに二十八年度においては、資金運用部からの借入は零になるわけだ。鉄道は十五億も増して百四十五億、電電公社は零にして七十五億円の公募、あとは値上げによる財源によつて賄おうという計画で、値上げといふものが二割五分は認められたゆえんは、資金運用部資金といふものがなくてやれると、それで確定の財源であり、又利子の付かん金である。こういうことになつたと想像する。でありますから、まあ今の政府の同意なすつた二十五億円の公募社債を加えたら百億円を増加するのには非常な困難があるといふことを想像しなければならぬ。若し困難がなければ、これは鉄道債券と均衡上どうであるかという問題がある。つまり政府の利子の負担の上からいって、公募社債は相当高利であり、資金運用部の金は低利であ

る。こういう点からいつても両者間に相当資金運用部資金の運用の割合を適当に調節するのが、負担関係からいつても、又公募社債の可能性からいつても適切であらうかと思つた。どういふわけで資金運用部資金が鉄道にのみかかるといふ百四十五億も行つて、増加の傾向にあり、片一方は零にするという理由、ここに私は非常な問題があると思ふ。そこでこの予算について、この公募社債の発行限度の七十五億と書いたものを補正のときに直されといふことが想像されるのであります。一方利子及び債券の取扱費といふ予算があるわけだ。これはどういふ予算で、年度内何カ月分を見積つてやつたか。これは既存のものは別として、新規の公募社債等については三カ月を見積つたとか、いろいろ見積りによつて、その利子及び債券の取扱費が出ていふと思つたのですが、これが今度の改正といふか、修正案によつては、公募社債の増額といふことから更に増すといふことは当然であらうと思ふ。この予算の補正も必要になる場合に、更に公社の利子負担において、鉄道等に比較しても財政上の負担が非常に多いといふことになるように思ふのであります。でありますから、今議論めいたことになりましたが、そういう点で政府が同意なさる場合に、何らかその点についての考慮を大蔵当局となされ、電信電話公社の財政的地位を合理的に、又均衡も得たようにすることに ついての御配慮があつたかどうか。この点を、先ずこの値上げの問題が、あとまた本案の審議がありましますから、衆議院の決定がよいといふことを言つて善後措置を議論してはいるわけじやない

いのですが、その改正が適正であるかどうかは別問題といたしまして、二十五億公募社債増加といふのはつきり御答弁があつたのに関連して、この結論を得るまでの関係当局との御交渉振りはどうなつておるか、それをお伺ひしたいのです。

○国務大臣(塚田十一郎君) それはこの最初の計画で、運用部資金と公募社債を国鉄と電電にどういふ工合に考へて配分をしたかといふことは、これはやはり国鉄と電気通信事業の持つ公共性といふものの若干の違いといふものを頭におきまして、国鉄のほうは料金値上げといふものを相当シビアに抑えておる。電電公社は、電気通信の場合にはそんなにシビアに抑えるつもりはないので、或る程度上げさせるといふことも、強く抑えるものは国でも資金面で面倒を見なくちやならないといふ考え方でここに会計行つたといふ記憶してあるものであります。ただ今度の修正後の事態になりますと、私もできなれば何とか預金部資金か何か考へてやれるならばといふことを真剣に考へてみたのでありますけれども、何にいたしましても原資が非常に窮屈になつていてどうにもならない状態であるといふことが先ず第一段に考えられます。そして、そうして公社当局と果して公募社債でやり切れるかどうかといふことを相談もしてみたいのであります。もともとの前の不成立予算のときに、公募社債が百億でありましたのを七十五億にしましたのは、時期的にもずれたから、かなり募集に困難するであらうから、これも成るべく減らしたらいいだらうといふことで七十五億にいたしましたわけでありまが、いろいろ料金が

希望通り上らなかつたといふわけで、何とかこれをしなければならぬといふことであるならば、どうしても公募社債の枠で面倒みて差上げるということにする以外に手が無いのじやないかといふふうな考えをたつてあります。それと併せて考えられますことは、今度のこの予算に対する国会修正では、若干懸念してあるのであります。幾らか民間に撒布超過の傾向が強く出て来ておる。ですからそういうことを頭において考えますと、国会における他の部面の手算修正の影響が、若しこういふものの募集に案になるといふ影響を与えるのじやないかといふようにも考へて、まあかた／＼百億ぐらいまでの公募社債ならば何とか消化してもらへるのじやないかといふように考へて、一応この案を出したわけでございます。

○津島一君 そこで只今の御答弁の中の鉄道のほうは、値上等について大衆の利用施設であるから困難であり、電信電話といふか、電電公社の事業はそういう分が少いから、値上げの可能性又比較的受入といふ点においても明らかであらう、こういう趣旨だつたと思ふんですが、そこで値上げのほうへ持つて行つた、こういうような意味であると思ひますが、これは私は一つ大臣にお願いしたい点があるわけだ。今の点では直接ないのであります。電信電話公社の事業を見まして、その中核面として最も重要な電信の問題、これは非常に大きな政府が赤字を出して、そうして大衆的の用に供するためにこの委員会において二十七年でありましたが、約七十億近い六十何億という赤字が出た。これ

は非常に大きな政府としては国民に対する負担を忍んでやつていふ事業であつて、これらの点から見るといふと、電話の部分が仮にそういう大衆性といふが公共的な事業でないにしても、一体として考えると非常に私は国家的な負担によつてやる事業であつて、大衆性の多いものである。ところがこの赤字を払拭する将来の何といふか、計画もなく七十億程度の赤字を負担して、この事業が収支を償つて行くといふことは非常に不合理なものである。その点から考へると、これは一般会計から補給すべき性質のものだといえるかも知れない。それで電話料金を調整するのがいいといふことが制度としての根本の問題であると思ふ。今そこでそういう議論をするのは時期を得ていないと思ふんですが、併しそういう赤字を含んでおるこの公社に対しては、鉄道のことも大事であります。その観点からいつても鉄道の場合一つに政治的資金を十分に配給するのが私は権衡を得ているんではないかと思ふんです。にもかかわらず、二十八年度のこの値上げ案の修正削減によつて、公募社債が鉄道において八十五億にとどまり、そうして電信電話公社の公募が百億にならうといふことは同じく権衡を得ていないと思ふんです。でありますから願ひは大臣は国民にも又各省関係者にも知らして、電電公社といふものはこういう六十数億の赤字を抱いてやつていふ仕事であるから、その点からいつても多分に政府資金といふものの配給を受けるべき性質のものであるといふことを強調される必要がある。その点からいつて今回の修正、予算的には政府予算

は総額を認められた、それに見合ひの財源を調達するといふ迫られたる機会に及んだのは、誠に私は不仕合せ中の仕合せだつたと思つてあります。又この前大臣がおいでにならなかつたときも私は電電公社総裁に申上げたんですが、実は甚だ迂闊であつたんですが、電話がかくのごとき歴大な赤字を何年ともつとそのままにして、又將來数年たつてもこの赤字はなかく減額は困難だらうといつた状態において、そして困難な公算に自分から突込んで行かうといふことは、どうも私は郵政当局としてのその責任を果してないような感じをしたんですが、でありますから衆議院においてこの修正案をまゝこの修正案がいいかどうかは今後この委員会が討議される問題でありますけれども、仮にこういつた修正案がこの国会の議決となつて行く場合における必要財源の補填の措置については、衆議院の委員会或いは本会議も含めてでありまして、全部が公算社債によるんだというのを同意されるということは、時期尚早ではないかという感じをいたすんですね。願わくばその点について十分一つほかの当局とも御相談下つて、この委員会での意のあることを御説明願ひたい、こう思ふ次第であります。

○國務大臣(塚田十一郎君) 全く御指摘の通りであると思ひますので、私又先ほども申上げましたように、これは資金運用部の資金に余裕さえあれば、私も政府が二十五億くらいそうしたらという考えは持つておつたのでありますから、今後資金運用部資金の動きの状態を見まして、そのような最大の努力をいたしたい、こういうふうに考へております。

○山田節男君 この衆議院から出された修正案の説明は聞いたのであります。が、前の国会にいわゆる一割値上案としての資金計画、まあ収支見積り、こういうのが出てゐるわけでありまして、それが今回二割五分値上げといふことになつて、更に資金計画、それから収支見積り等も又改めて今回出されてゐるんですが、この前回の一割の値上げの場合の勿論これは資金計画といひまして、借入金が多に多い。中には外債を一カ年間二百億といふものを、二十八年度から三十二年まで一千億といふ外債を見積つてゐる。それから政府資金もこれは二十八年度から三十二年まで、合計一千四百四十四億の政府資金といふものを見積つた資金計画を出されてゐる。今回の二割五分の値上率としての資金計画を見ますと、これはもう外債も何も吹き飛んでしまつて、二十八年度資金計画から申しますと、二十八年度の七十五億から三十二年の三十五億で、今までにまあ漸減的な計画は立つてゐるわけでありまして、今回のこの衆議院が出しました二割値上げによる収支計画、それから資金計画、殊に問題は資金計画であります。資金計画を見ますと、特別償却、設備負担金、それから加入者の負担する債券、それから国債、株式売却代金、これは電電公社として株の売却代、電話の設備料、こういうものは政府の二割五分値上案としての計画と数字は同じなんです。そこでそのバランスをとらんがために、今津島議員からも指摘された政府の借入金及び公算社債のことで帳尻を合してゐるわけでありまして、その数字を政府が提案した二割五分の値上案を、政府が借入金公算社債の五カ年計画としての総計から見まして、政府案では、電電公社の案では四百四十九億、然るに今度衆議院の修正案によりますと、この総額が実に七百四十三億、三百億近くのこれは政府借入金によるか或いは公算社債による金額が殖えて来てゐるわけでありまして、而もその政府借入金及び公算社債はこの電電公社の二割五分引上案による見積りを、資金計画を見ますと、初年度において七十五億円で、二年度が百六十億、三年度において百一十億、それから三十一年度におきまして六十八億、それで三十二年の終年度におきまして三十五億と、こういうふうになつてゐる。ところが衆議院の修正案におきまして、これが初年度におきまして百億、二十九年度におきまして二百六億、三十一年度におきまして百七十一億、それから三十一年度におきまして百二十四億、それから最終年度においての数字を比較してみますと、三倍半といひますか、四倍に近いこの借入金をしなくちやならんといふことをやつてゐるわけなんです。で、こういうふうな今回の衆議院の修正案の政府の借入金という数字が、現在昭和二十七年の末現在では、電電公社の背負つてゐる長期負債が六百五十二億ある。昭和二十八年から二十九年に償還するとしてしましても、毎年三十二億円の利子が要る。御承知のように電電公社の提案によりまして、昭和二十八年度には四十一億円の利子を出さなければならんといふ

ことを計上してゐる。こういうようなことになりまして、今津島議員から指摘されておるやうに、今年度において七十五億プラス二十五億といふ額すら、今大臣の御答弁を聞いておると、政府資金といふものは全然ない。枯渇してゐる。公算社債もくちやならん。それは今度無理を通したといひました。この修正案によりまして、来年度は倍くらゐの、二百億くらゐを政府の借入金、公算社債によつて賄ふなければならんといふことになりまして、先ほど津島議員が指摘されたやうに、公社の自主的な健全経営をやるといふことになりまして、すでに今日でも三十二億円の金利、或いは公社の見積りによつて、四十一億プラスこれだけの借入金五カ年間合計七百四十二億といふものをやつたといひますと、これは到底この計画はそこまでできるかどうか。これは実は衆議院の立てられた法案が、全く机上の法案であり、今にして言へば、一つの辻褄を合はすために一番こまかしく借入金で数字を合はしたに過ぎない。極端に言へばこれはもう修正案が成立したのであります。が、大臣は、果してこういうやうな将来の資金計画で健全な電電公社の経営ができるか。それから今年度の二十五億プラスといふ問題で、すでに難関があるのに、来年度において二百億の中で、一体政府がどれだけ出すか。今年度の大水害によりまして、全国で損害をこうむつてゐる。これは来年度は今年度よりかもつと政府の資金は枯渇するだらうと思ふ。そういうことになつた場合、果して来年度の二百億といふものが、例えば半分の百億で

も交付できるかどうか。これは私は常識で考へても実に私は希望的観測に余りに負ひ過ぎたやうな数字ではないかと思ふのです。これは今の津島議員の質問された点に関連して、大臣は責任持つて電電公社といふものの電話のサービス改善と、施設の拡充といふやうなことに自信をお持ちになるかどうか。本当に私は良心的にお考え願つて、私は御返答が願ひたいと思ふ。そうしなければ修正案を審議しても、そういう不安があれば私は何にも承りたくない。この点の御見解を一つ承りたい。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは御指摘の通り、政府の当初の計画が崩れましたために、それだけ必ず計画の上に無理があると私も思ふのです。御指摘の通り、ここに政府借入金及び公算社債といふものの金額といふものは五カ年計画の各年度の必要額といふものを頭におきまして、損益勘定から繰入れられる額その他の収入の差引いた額がここに出来てゐるのであります。まさに御指摘のやうな考え方が出て来ておる数字であります。併し私はこの数字が、大体この年度において政府借入金及び公算社債によつて賄ふなければならぬ最高限であると考えておりますので、実際の運用ではこの範囲以下で何とかやれるやうになるのじやないかと、又そういうふうに行つて行くやうに努力しなければならぬと思つておるわけでありまして、これは元の政府案によりまして、このときには、この五カ年計画といふものは、大体計画五年間を通じて大蔵省とも十分折衝いたしまして、承認を得てきた案であり

まして、従つて当初の案の程度であります。第二年度以降も勿論公募だけでなしに、運用部資金というものの枠を付けて、これだけの資金は何とか大蔵省でも考えよう、電信電話事業のために考えよう、こういうふうにして考えておつてくれた数字なんでありまして、ですから多少變つて参りましたけれども、新らしい計画によつて大蔵省も協力をしてくれるだろうし、私も強くその要請をいたしまして、この計画がもう少し大きくなることなしに、五年のうちにこれだけの仕事ができるように努力したいし、大体できるのじやないかと、こういう確信を持てるわけでありました。

○山田節男君 今の大臣のお言葉は、こういう修正案が出されたことによつて、電電公社の経営責任者とも十分御協議の結果、そういう大臣の確信ができたわけですか。

○国務大臣(塚田十一郎君) この点は国会におきましていろいろ修正の案が問題になりました。都度々々に、仮に二割になつたらどういふ工合のものだといふことは、その都度その都度總裁、副總裁と話し合ひをいたしております。その程度ならば何とかやつて行けるだろうといふ公社側の意向もあり、私もそのような確信を持つて修正案に應じた、こういうふうにご了解願ひたいと思ひます。

○山田節男君 常識的に考えますと、二割五分値上げの場合よりも二割値上げの場合が電話の使用といひますか、電話の使用がより減らないだろうといひ、これは常識的な考えですが、こういう経済情勢の変化によつては、二割によつてその割合以上の収入があるか

も知れない。これは結果を見なくちやわからん問題であります。これは最悪の場合を考えて、若し二割値上げをして、例えば公衆電話の十割の値上げをして、それがために若し万一収入が減つたということになりますと、それからその他の市外電話等にいたしまして、これは前よりも、政府提案のよりも減つたにしても、値上げされたにしろ全体から言へば、例えば電信電話事業で収入が減つたといふふうな場合になりますと、今の修正案による政府借入金及び公衆社債に頼つて百億といふものが、更に又プラス・アルファといふものが出て来るかも知れない。こういう場合一体どうするの

か、大蔵省として、政府として、それはさつきこの衆議院の修正案の説明書の言葉から聞きまして、これは確信を持つてゐる。自由党、鳩山自由党、重光三派の者で解散しない限りは責任を持つてやると言われましたが、この点は私は大臣にもう一遍念を押しておきたいと思ひます。若し万一そういうふうな見込みが違つた、或いは収入が非常に減つて、この問題になつて政府借入金或いは公衆社債に頼らなくちや百億プラス・アルファといふものが出た場合には、プラス・アルファに対しては政府はやはり責任を持つて、こういう意味が加わつてゐるのかどうかといふことをお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(塚田十一郎君) そこまでは政府は考えておりませんので、この百億は仮にそういう場合がありまして、少くとも二十八年度はこれが最高限である、こういうふうには政府は考えております。併しそういうふうな事態

は私どもが公社側の意向その他を聞きまして、十分検討したところでは、万が一のことには起るまい、こういう確信を持つて、これを最高限で抑えてこの計画が実施できる、こういう工合に考えておるわけでありました。

○久保等君 ちよつとお尋ねいたしました、先ほど郵政大臣、冒頭に五カ年計画で御説明になられた際は、非常に力強く五カ年計画は絶対にやりたいといふ御所見を述べられたわけなんです。が、具体的な資金計画の問題で先ほど衆議院における修正以後における政府の考え方といふようなもので、大分その絶対やういふ言われる少くとも郵政大臣の堅持の中には、当然絶対資金は確保しなければならぬし、絶対資金は確保できるのだといふことを前提にして、当然五カ年計画といふものは組立てられて来ると思ひますが、ところが今衆議院における修正後の情勢としては、非常に最高限のあたりを目途に全力を挙げてやつて行きたいし、そのことについては大体やり得るだろうといふような御答弁なんです。が、ここで勿論昨日の衆議院における修正以後の事態のいわば態度といふもの、これは非常に緊急な問題として重要な問題なんです。同時に掘下げてもやはりこの際考えなければならぬことは、何と言つても電電公社になつた当初における、初年度であるこの昭和二十八年度の今から始めようとする五カ年計画に対するやはり計画といふものをびちつと立てる必要が、本年度より以上に今後年度からは、工事の幅にいたしましてより大幅になつて来ると思ひますが、そういう点で徹底的な、而も正確な計画が出ておられな

ばならぬと思ひますが、その点で来年度からの問題自体についても、本年の値上げがやはり二割五分が二割になるというところによつて非常に危ぶまれるようなことが言われておるわけなんです。が、結論として、昨日の衆議院におけるあの修正以後の事態として、五カ年計画に対する再検討をしなければならぬといふお考えはやはり持つておられるのかどうか。飽くまでも既定の五カ年計画といふものは絶対やるのだといふ御決意なのかどうか。具体的な資金計画はすでに立てられておつて、これについては政府案によれば大蔵当局とも了解済みのものであるといふようなことが言われておるのです。が、その当時と今の状態におけるやはり郵政大臣としての五カ年計画に対する決意と、それから見通しといふものについては、何ら変らないものかどうか。それとも或いはこのところで再検討を加えなければならぬのじやないかといふふうな状態に來ておると判断せられておるのか。その点を一つはつきりと確認したいと思ひますが、郵政大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(塚田十一郎君) 決意は毫も変わりませんで、同じように持つておるわけでありまして、見通しは先ほど申し上げましたように、こういう第二年度以降のいろいろ苦勞が想像されますので、何とか二割五分までは上げて頂きたいといふことを考えたのであります。が、併し二割になつた以上は、多少困難は増しては來ておるようには考えられますが、併しその困難が増しただけは決意と努力で更に補充いたしまして、この計画通り何とかやつて

行き得る、こういうふうにご了解願ひたいと思ひます。

○新谷實三郎君 今の問題に關連いたしまして、二十八年度は、津島委員からも御希望がありました。が、私どもも同じような考えを持つておるのです。これは大臣がこの実情を御覧になつて、最大限の努力をせられるならば、電電公社にとつて比較的に有利な条件で二十五億の資金が可能であると思ひますが、二十九年度以降の問題ですが、当初の政府の提案の模様だと、久保君も言われたように、割合に見通しも立ち、そうしてこれならばやつて行けるのではないかと一氣もしたのですが、こういうふうに入庫の欠陥はすべて公衆社債によつて賄ふのだといふような単純な考え方では、後年度になるに従つてこれは必ず困難の度を加えて行くことは必然だと思ひます。そこでこの財源を確保せられる場合に、津島委員の言われたように、本当に十分に考えられると同時に、私はやはりそこに総合的にこういう建設財源の確保についての政府としての一応の方針をお持ちにならなければならぬと思ひますが、ただ将来のことだから何とかなるだろうといふことは、どうも我々何を審議していいかわからぬ。政府がそういう決意を持つてやりたいと言われるので、初めて我々これならばこうしたらどうですかといふことが言えるわけですから、困難の度を加えるといふことですが、その困難をあらゆる方法を講じてこれは克服して五カ年計画は必ず遂行するといふ結論だけは、郵政大臣としては私はつきりして頂かんとどうも非常に頼りなくて、審議の対象がどこへ行つ

て、最大限の努力をせられるならば、電電公社にとつて比較的に有利な条件で二十五億の資金が可能であると思ひますが、二十九年度以降の問題ですが、当初の政府の提案の模様だと、久保君も言われたように、割合に見通しも立ち、そうしてこれならばやつて行けるのではないかと一氣もしたのですが、こういうふうに入庫の欠陥はすべて公衆社債によつて賄ふのだといふような単純な考え方では、後年度になるに従つてこれは必ず困難の度を加えて行くことは必然だと思ひます。そこでこの財源を確保せられる場合に、津島委員の言われたように、本当に十分に考えられると同時に、私はやはりそこに総合的にこういう建設財源の確保についての政府としての一応の方針をお持ちにならなければならぬと思ひますが、ただ将来のことだから何とかなるだろうといふことは、どうも我々何を審議していいかわからぬ。政府がそういう決意を持つてやりたいと言われるので、初めて我々これならばこうしたらどうですかといふことが言えるわけですから、困難の度を加えるといふことですが、その困難をあらゆる方法を講じてこれは克服して五カ年計画は必ず遂行するといふ結論だけは、郵政大臣としては私はつきりして頂かんとどうも非常に頼りなくて、審議の対象がどこへ行つ

て、最大限の努力をせられるならば、電電公社にとつて比較的に有利な条件で二十五億の資金が可能であると思ひますが、二十九年度以降の問題ですが、当初の政府の提案の模様だと、久保君も言われたように、割合に見通しも立ち、そうしてこれならばやつて行けるのではないかと一氣もしたのですが、こういうふうに入庫の欠陥はすべて公衆社債によつて賄ふのだといふような単純な考え方では、後年度になるに従つてこれは必ず困難の度を加えて行くことは必然だと思ひます。そこでこの財源を確保せられる場合に、津島委員の言われたように、本当に十分に考えられると同時に、私はやはりそこに総合的にこういう建設財源の確保についての政府としての一応の方針をお持ちにならなければならぬと思ひますが、ただ将来のことだから何とかなるだろうといふことは、どうも我々何を審議していいかわからぬ。政府がそういう決意を持つてやりたいと言われるので、初めて我々これならばこうしたらどうですかといふことが言えるわけですから、困難の度を加えるといふことですが、その困難をあらゆる方法を講じてこれは克服して五カ年計画は必ず遂行するといふ結論だけは、郵政大臣としては私はつきりして頂かんとどうも非常に頼りなくて、審議の対象がどこへ行つ

たかわからない。この点はもう一遍御答弁願いたい。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは必ず御期待に副うように五カ年計画は貫徹いたすつもりであります。ついでに申上げたのであります。先ほど来資金運用部資金の話がいろいろ出ておるのではありませんが、今の段階ではきつき申しましたように、資金運用部資金には全然枠のゆとりというものが考えられておらない、ないらしいというようない見通しになつておるのです。ただ預金の伸び方というものは、これはいろいろその他の施策などに相関のものでありますし、私も幸い郵政省の仕事を見ておりますので、郵便貯金何かもまだ幾らか今までの当初の計画よりは伸びるのじやないか、こういう見通しもあるわけでありまして、そういう場合には、多少こちらでできたならば、これは郵便貯金で働いたのだから、こつちへももらいたいというように大蔵省に粘り込んで、何とか出してもらいたい、こういうように持つて行きたいという腹づもりは持つておるわけでありまして、同じような努力は恐らく二百六億の資金を必要とする二十九年度において一層起きて来るだろうと思ひますので、そういうふうに自分といたしましては、最大の努力を傾けてこれの実現を期したいと、こういうふうに思つております。

○新谷實三郎君 ついでですから、これは私希望に過ぎませんが、是非実行して頂きたいと思ふことがありますから、大臣にお願いいたしますが、私は電電公社の組織ともいつもそういう話をするのですが、どこのお役所でも今何か一つの仕事をいたします場合に、

すぐに起工式をやつたり、竣工式をやつて随分大勢の人が東京からでも出かけて行つて、お祭り騒ぎをするのであります。これは私は総理にも言おうと思ふのですが、このために日本のうけなしの財政から数十億の金が浪費されておると私は思ふのです。勿論橋を架けたり、道路ができたり、或いは電話ができたりするというのは喜ばしいことで、地元の人々がそれ相応に喜びの意を表せられることは私はちつともかまわないと思ふのですが、事ごとにあまいお祭り騒ぎをするような習慣というものはこれはいつからできたのでしようか。我々の役人の時代にはそんなことは余りなかつたのですが、随分お祭り騒ぎがお好きなようです。ですからこつちのつたものは今後郵政大臣所管の仕事では一切厳禁をして頂きたい。これで大分私は建設資金に廻る金が多くなつて来るのではないかと思ふ。

それからもう一つは、機構の問題にも関連いたしますが、電電公社ができてから、大分機構も簡素化されたり、備品の節約もしておられるようでありまして、まだ併し徹底しない部分があると思ひます。つまり地方にいろいろの出先機関がありまされども、これらの機関がそれ相応の権限を持たされておれば、そういう機関があつてもこれはかまわんと思ふのですが、併し一つの何か仕事をやるにしまして、地方の通信部があり、更に通信局があり、更に本社があるというふうにして、三段階で調べたり、見たりしないといふこと、見たりしないといふことは、私は実に機構の上からいつてまずいと思ふのです。又権限の配分もよろしくないと思ふのです。こういうことを改め

ることによりましてその人件費或いは旅費等の費用も節減し得ると思ひます。公社とも十分御相談を願つて、そういうふうな無駄な経費を当然のような顔をして使うことのないように十分にこれは御注意下さる必要があると思ひます。これはまあ余計な話を申し上げましたが、非常に最近の目に余る官庁の事故の一つでございまして、特に大臣この機会に一つ。

○国務大臣(塚田十一郎君) 十分注意いたして御期待に副うようにいたしたいと思ひます。

○山田節男君 さつきは津島委員からこの国鉄公社の場合の話がございまして、これはまあ大臣は申すまでもなく御存じのことでしょうが、電電公社は要するに納付金制度を廃止した、これが専売公社と国鉄公社と非常に違つております。それからこの修正を参議院でやつたわけですが、これは国会、衆参両院全会一致で修正したわけですが、このいきさつから見ても、むしろ電電公社は従来の公社よりも非常に違つてゐる点である。それで大蔵委員会との連合委員会を開いた場合も、これはこのほかの条項も含めてありますが、とにかく大蔵省の監督権といひますか、これを非常に薄められたわけですが、この点は大蔵省としたら非常に不快に感ずるわけですね。従つて納付金制度のない公社に対しては、国家は余り責任がない。その納付金を廃止した理由としては、やはりこの公社の経営を堅実化するためにそういう余裕金があつたならば積立てる、こういうことになつておる。そういう一つのこの新しい公社の理念をここに盛込んでいふ。併し今日の今の官僚制度の中から

来るとこれは非常に不利であります。従つて今大臣が大蔵省と折衝して資金運用部の金を出させようといつても一文もない。併しこれは私は今予算委員をしておりませんが、三十億か四十億くらいの金はこれは何とかなるので、実際の話が、それをあえて枯渇してしまつたというところに、これは私は大蔵省として電電公社に対する一つの何といひますか、冷淡と言つちや語弊があるけれども、こういう点が私はあるというように想像できるのです。この点やはり大臣としてそういう一つの事態が詰まつてゐるということとを十分御認識になつた上で措置せられたい。

それからもう一つは、政府の借入金金にすべき金がない。それから公債債券にしても非常にむずかしいということになれば、これは何かほかの金融機関からの、市中銀行では駄目です、少くとも日本開発銀行あたりはあつて船舶、電源開発、こういうたようなものの資金を相当割当ててゐるわけですね。この電話事業に対しては開行の融資というものが可能なかどうか。私は法律のことはわかりませんが、どうも私はこれは一つ開行銀行という立場からすれば、そういうことも考えられるのじやないかと思ふ。こういう方面については大臣から交渉なさつたようなことは、電電公社がそういうことを交渉したようないきさつはございまいせんか。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは政府の考え方は、やはり公社は直接に運用部資金から、それから国策会社で、公社でないものは開発銀行からと、こういうことになつておりますので、資金の出るものとみな一つの所から出ているのでありますから、開発銀行から公社の資金が出る可能性があると云う財政状態、金融状態のときには当然直接資金運用部から公社に出ると、こういう工合になると思ふのです。それから今の電信電話公社に運用部資金が出なかつたということは、要するに全体の原資の關係でこれが出なくなつた、こういうことになるわけでございます。なお、ついでに最初の御疑問の点であります。実は私もこの公社法ができた時分に、あの時分はまだ予算委員会の大蔵委員会に出まして、若干電信電話公社が他の公社と違ふ形であるのを、公社といふものの全体的な規定の中からして反対をした一人なのであります。ところが自分で直接担当の御にあつて、電信電話事業といふものが他の鉄道やその他の公社と比べて見ると、やつぱりこの形がよかつたと考へてゐるくらいで、私は大蔵省と折衝いたす段階においては、私は今申し上げますような氣持であります。併し大蔵省には、今山田委員の御指摘になつたやうな、もう勝手に行き過ぎた我がままな形に電信電話公社の形がなつたのだから、資金の面倒を見ないというやうな空気が全然見受けられませんか。ただ大蔵省としてたまにこの公社法のあり方について意見が出ますのは、やはり当初の考え方通り、もう一度国鉄や何かと同じようにあり方を揃えたいといふのではないかと考へ方は、議論としてとゞまらざるやうでありますけれども、併しこうなつておるから資金面で面倒を見ないといふやうな感じは全然交渉の段階には、私は向うから受けるものはございせんから、そういう

ことは先ずないのだからと、ごういうふうな思つております。

○山田節男 私は塚田大臣の政治力を非常に信頼しておりますから、この点は心配ないだろうと思つていますが、併しどうもこの公社法を作る経過において、これは今回だけではありませう。やはり江戸の敵を長崎で討つといううな、これは浅ましいけれども、官僚のそういう通弊があるわけですから、そこで一つ大臣の偉大なる政治力を發揮して、これをカバーしてもらわなければいけないということを申し上げておきます。

○津島一君 ちよつと一言、今の山田委員の政治力の問題ですが、どうして実行に移すかということで昨日申し上げたことを念のために繰返したい。それはやはり公募金額の鉄道との均衡問題で、七十五億、八十五億、これは適当な或いは均衡を得た金額に落付くかもわからないと思われる。併し今度の新しい事態によつて、先ほど申し上げましたように電電公社は百億、鉄道は八十五億、これは全体の杜債市場に及ぼす影響は勿論考慮すべきであります。両者の権衡如何が問題になる。そこで具体的にどうこうは申し上げかねますが、大體公募杜債というものは、その事業会社、仮にこれが民間の会社とすれば、その会社というものがどのくらい杜債を發行して、適当に応募し得るかという目安があるわけですから、鉄道と電電公社の経営資金の収支の規模といふものは大體三分の一です。鉄道を三として電電公社は一出すといふ、それは予算の計数を御覧になつても、国有鉄道が歳出が二千九百八十八億、電電公社は電話を含んで九百億

円、こういうわけですが、又収入の点からいつても三分の一くらい、そういうふうな、仮に民間会社として資本金並びに収支その他が三分の一のものが百億出して、三倍もあるものがそれ以下の八十五億だけ出して、これが一般の杜債市場においてどう受けられるかという問題が非常に懸念される。こうやるとだんだん／＼今月は幾ら杜債を發行しよう、そういう場合、常に鉄道よりも電電公社の杜債募集の金額を多く盛込んで行かなければならぬことになる。殊に今年は八月予算実行になりまして、それが下期に移つて行く、政府資金の撒布超過ということではこれは考慮に入れてよいのでありますけれども、皆銘柄を考へて、あそこの銘柄なら五十億やります。こちらは二十億出るといふのが普通の観念です。ですからこれは大蔵省当局で或いはそういう杜債の發行の毎月の計画を立てて行く場合においても、これは非常な異例なことになると思つております。でありますからこの補正する時分に、その起債能力に應じた形において高所から政府がこの会計はこの程度でいいやないか、この会計はこの可能性ありといふところに抑えるように話合ひをすれば、極めて合理的な無理な要求でない、而して今の運用部資金の金においてもこちらは零、片一方は昨年よりも本年は増して行こうという大きな金額になつておるから、資金がないのでなくて、ほかへ余計行つておる。と言つちや悪いが、とにかく比較的に非常に厚く行つておるところの調整の方法が、大蔵省から極めて合理的に公正にやれないかというところに御配慮は願はんものか。而して同時にその

ことを關係当局とお話を願つてその結果を一つ御報告を願ひたい、こういう意味のことを言つたんですね。どうぞそういう意味のことをお願いいたします。

○久保等 まあどういふようですが、もう一遍ですね、五カ年計画の問題を更にもう少し確めておきたいと思つております。それは当初郵政大臣がこへ出されました五カ年計画といふものが、そういう關係方面、特に大蔵当局とお打合せになつた資金計画を出されたというお話を承つたんですが、少くとも今後の五カ年といふものを考へてみた場合に、政府借入金か、或いは公募債券になるか知らんけれども、とにかく金額は相当大幅に追加しなければならぬという状態に二割案を前提とした場合に出来来るわけですが、そのことについて郵政大臣が異常な決意を以て上程せられておられます五カ年計画であるだけに、私は少くとも将来の見通しについてやはり当初の政府原案であつたと同じような、この二割は仮に決定いたすとしても、郵政大臣としては五カ年計画についての確信のあるやうな提案をされることは当然だと思つております。そういう意味で修正すべき点について、大蔵当局なり關係方面にお打合せになつた提案を、このまま本委員会の料金値上げの問題と関連するわけですが、審議の過程ではつきりとした数字をお示し願へるかどうかが、お、ちよつともう少し私の質問の要旨がはつきりしないかと思つております。要するに当初の資金計画によりまして、初年度が七十五億、第二年度が百六十億、それから第三年度が百一十億、四年目が六十八億、最後が三十五

億というふうになつておつたわけですね。それでほかの要素は勿論あります。一応特に問題になつておりまする公募杜債と政府の借入金、まあいづれの方法によるか知らんが、とにかくそういう考へ方で資金計画の一部を考へておられたわけですが、この面が料金値上げの二割五分といふことではないならば、当然そこが相当な金額に殖やして行かなければならぬといふことになるわけですね。そうすると郵政大臣は、これは数字的に当然料金値上げが少くなつたんだから、そこへ持つて行くといふれば、只今申し上げたやうなところの数字のところで殖やして行くのはないんじゃないかと思つて、これは当然の帰結ではないかと思つておられますが、併し問題は実行しなければならぬので、併し数字がために当初のそういう数字が大蔵当局との一応の打合せで了解を得た数字であつたとするならば、今度二割に修正された場合には、その点についてやはり再打合せというか、更に政府当局として再検討しなければならぬという状態に私はあると思つております。だからその点について明確に、仮に二割になつても、政府としては当初の五カ年計画といふものが只今の数字のところさへ実ははつきりこのやうに據つて、而もこれについては大蔵当局との打合せもすでにできておるんだという形において提案せられるのが、政府の少くともこの五カ年計画を提案せられておる責任者であられる郵政大臣の私は立場として当然の措置だろうと考へる。そこでそういう措置をとられて本委員会が明確に御答弁願へるならば、五カ年計画は成るほど衆議院で五分引下げられた形の料金値上

げに修正されたけれども、五カ年計画は実施できるだろうという委員会としても確信が持てるだろう。それが一応今決意なり見通しが、郵政大臣の立場だけでお話を伺うだけでは、当初の計画案といふものは、少くともそういう方面との打合せの上で実はでき上つておるものならば、同じやうに内部的な準備と、いろいろ／＼なお打合せの上で私御説明をお願い頂ければ、非常に郵政大臣の考へておられる五カ年計画といふものに対する将来の見通しといふものについてはつきり確信が持てると思つておられますが、そのあたりのことを御質問しておるわけですね。

○國務大臣塚田十一郎君 御不審御尤もだと思つております。この衆議院におきまして修正いたしましたときには、私だけが政府側として立会つておつたわけじゃなくて、大蔵省側から、大蔵大臣の代理として愛知政務次官も立会つておられたわけでありまして、勿論議論は主として二十八年度の予算について議論せられておつたのでありますけれども、二十八年度がこういう工合に変わるというときは、五カ年計画に対して變つた意見を表示されな以上は、やはり二十九年度以降も数字的な変更があるといふことは大蔵省側も承知していただかうのであります。ただこの正確な数字を以て、お前のほうで十分折衝して確信持つておるかといふことになりまして、私としてもなおもう一段折衝しなければならぬ面があると私も考へます。勿論一応これで話がつかつておるというところは申し上げられます。であります。その御不審は御尤であります。当委員会におきまし

て重ねて大蔵省側をお呼び頂いて、その辺を頂けるならば私任せだと、こういうふうに通じているわけでありませう。

○委員長(左藤義詮君) そういたしました。私は二十八年度は百億大全体全部、二十九年度も予算の編成期が来ているわけでありませうが、二百六億、そのうちで郵政大臣としては、我々も大蔵省に尋ねますが、郵政大臣としては、政府借入金とどれくらい二百六億のうちで御要求なさるおつもりであるか、或いはもうどのくらいがすでにお話がついているのか。

○国務大臣(塚田十一郎君) この点は恐らく二十九年度になりますと、二十八年度の実績にやつた実績が出て参りますからして、そういうことも相当この資金の内訳を決定する要素になると思ふのです。従つて公社側の意向も聞いてみないとなんなのでありますが、やはりそれから今山田委員、それから津島委員からいろいろ御指摘がありまして、ただ非常に政府が全然力をかけておられないというふうにお考えになつておつたようでありませうが、御承知のように二十八年度にはこのほかに三十二億を一般会計から持ち出している。国際電信電話株式会社の株の譲渡金というものがあつたのでありまして、二十八年度もその程度に政府が会社に金を出しているわけでありませう。そういうものを考慮に入れますと、それは二十九年度は勿論なくなるのでありますが、どんなにしても私は、これは極く大さつばな感で申し上げまして、百億ぐらゐは運用部資金から出て来ないとなか／＼これはうまく行かんのじやないかという感じは持つてゐる。まあほ

んの腰溜め的な、想像的な数字の程度で申上げたわけでありませうが、その意味においてお聞きを願ひたい。

○委員長(左藤義詮君) 二十八年度の実績によりますし、又運用部資金の伸びにもよる、運用部は郵政大臣所管であつて、非常にこれから努力されたいという、努力されれば勿論関係が深いから余計本年度から一つ努力しよう、と、そうしますれば非常に有利な地位におられるのでありますから、明年度の二百六億のうち百億というお話がありました。その点だけ一つ我々予算を審議しているうちに大蔵省とお話をなさつて、確實に、もう予算の編成期に普通ならば来ているわけでありませうから、郵政大臣の御努力というか、政治力というか、そのお手のほどを是非お示しを下さるようになつてお願ひをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは話がつきますかどうかわかりませんが、とにかく話をしておいて大いに頑張つて行きたいと思ひます。

○久保等君 それしやちよつとお願い申上げておくれのですがね、この電通関係三法案の審議に當つては、今日まで予備審査を昨日来やつて参つたのですが、特に衆議院の本審査の方面に対する御答弁で、こちらのほうへ余りお見えにならないかつたのですが、そういう意味で今日の論議は主として衆議院において修正されたあの料金問題に集中されたような形になつてゐるのです。私はこの三法案は御覧のように非常に歴大な法案でありますし、同時に非常に画期的な整備法案だと思ふのです。それだけに多角的にいろいろ御質問申上げたい点も私たくさんあるの

ですが、本審査に本日から入つたのですが、会期もそう長くないようです。衆議院のように審議の時間をかけることもできないにしても、更にやはり御質問もいたしたい点もあるわけですし、ほかの委員のかたもおありだと思ふのです。そういう点で、極力電通委員会のほうに御出席を願つて、今後御答弁を願ひたい、実は重大な三法案の審議の上に重大な支障を及ぼすのじやないかというふうな考えを、今日ほかに御出席になられても、実はその点は非頭に置いて頂いて、審議の進行に御尽力願ひたいと思ひます。

○国務大臣(塚田十一郎君) 承知いたしました。

○委員長(左藤義詮君) 明日も午前十時からやりますので、一つ是非。本日はこれにて散会いたします。午後三時三十分散会

七月二十一日日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は六月二十三日)

- 一、公衆電気通信法案
- 一、有線電気通信法案
- 一、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案

昭和二十八年八月二十九日印刷

昭和二十八年八月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局